

衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

平成十五年四月十七日(木曜日)

午前九時三十七分開議

出席委員

委員長 小平 忠正君

理事 稲葉 大和君 理事 金田 英行君
理事 二田 孝治君 理事 松下 忠洋君
理事 鮫島 宗明君 理事 榑崎 欣弥君
理事 白保 台一君 理事 山田 正彦君
理事 相沢 英之君 理事 青山 丘君
荒巻 隆三君 理事 石田 真敏君
岩倉 博文君 理事 岩崎 忠夫君
梶山 弘志君 理事 金子 恭之君
北村 誠吾君 理事 熊谷 市雄君
小泉 龍司君 理事 近藤 基彦君
左藤 章君 理事 七条 明君
砂田 圭佑君 理事 高木 毅君
西川 京子君 理事 宮本 一三君
山本 明彦君 理事 後藤 斎君
今田 保典君 理事 齋藤 淳君
津川 祥吾君 理事 筒井 信隆君
堀込 征雄君 理事 吉田 公一君
江田 康幸君 理事 藤井 裕久君
中林 よし子君 理事 松本 善明君
菅野 哲雄君 理事 山口 わか子君
佐藤 敬夫君

政府参考人
(環境省大臣官房廃棄物・
リサイクル対策部長)
農林水産委員会専門員 和田 一郎君

委員の異動

四月十六日

辞任

藤井 裕久君

同日

辞任

高橋 嘉信君

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

同日

補欠選任
高橋 嘉信君

補欠選任
藤井 裕久君

補欠選任
左藤 章君

補欠選任
砂田 圭佑君

補欠選任
山本 明彦君

補欠選任
北村 誠吾君

補欠選任
七条 明君

補欠選任
西川 京子君

補欠選任
山本 明彦君

四月十六日
農林水産省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三〇号)
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出第三二号)
食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出第三三号)
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三四号)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、地方農政事務所及び北海道農政事務所の設置に関し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出席要求に関する件

林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四一号)
森林法の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号)

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三一号)
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案(内閣提出第三二号)

○小平委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案及び森林法の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

両案審査のため、本日、政府参考人として林野庁長官加藤鐵夫君及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小平委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○小平委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。堀込征雄君。

○堀込委員 ただいま議題となりました林業・森林関係の法案について、質問させていただきます。

大臣御就任で、法案審議初めてなので、大枠の質問だけ大臣にさせていただきますので、ひとつ御答弁をいただきたいと思ひます。あとは、ちよつと細かい質問に入りますので、質問をお聞きいただきたいながら、後ほど適切な措置をとっていただければ、こう思うわけであります。

亀井大臣、先ごろ「日本エネルギー改造論」という著書を出されてまして、私も読ませていただきましたが、大変博識であり、非常に日本のエネルギー問題の鋭い点もおつきになっておられるというところで、私も感心させて読ませていただいたわけであります。

とりわけ、その中で、日本のエネルギー政策の立場から京都議定書なども論じておられますけれども、京都議定書の中で六％削減、特に森林で三・九％削減というような約束もせざるを得なかったという状況があるわけであります。

運輸行政なりエネルギー行政なり、今まで大変リーダー的な役割を果たしてこられた亀井大臣、農林水産大臣に就任されて改めまして、今までのエネルギー政策の観点から見た京都議定書なりそういう中で、森林・林業政策、どのような抱負なり考え方をもちなのか、まずお伺いをしておきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 今委員から、昨年、私、党の石油等資源・エネルギー調査会の会長を務めたりいたしておまして、かねがね、エネルギーのことにつきまして総合的に、エネルギー政策基本法の制定、こういうことから、いろいろ考えておりま

したことを先般まとめたようなわけであります。その中で、今御指摘の京都議定書につきまして我が国が批准したわけでありまして、この目標の達成に向けて真摯に対応していくことの必要性をまた述べておるようなわけでもあります。

また、長期的な視野に立つて、我が国の社会構造全体を地球温暖化防止型、言いかえれば、新エネルギー型のものに少しずつ変革をしていくことが重要である、このように考えておりまして、農林水産省の施策につきましても、バイオマスの利用を初めとした持続可能な社会に向けた取り組みが必要、このように考えます。

このような観点から、森林・林業政策については、地球温暖化防止に向けた京都議定書で我が国が約束した温室効果ガスの削減目標を達成するために、二酸化炭素の吸収源としての森林の果たす役割の発揮に向けた取り組みの推進を図ることが重要、このように考えます。このため、昨年十二月に策定した地球温暖化防止森林吸収源十力年対策に基づきまして、健全な森林の整備、保安林等の適切な管理保全、国民参加の森林づくり、木材及び木質バイオマス利用の推進、吸収量の報告検証体制の整備等の取り組みを、関係府省と連携を図りつつ総合的に推進をしてまいりたい。

今後とも、地球温暖化の防止を初め、国土の保全、水源の涵養などの多面的機能が持続的に発揮される多様な健全な森林の育成に向けた取り組みを展開することによりまして、我が国の二酸化炭素吸収目標の三・九％を確保するとともに、地球温暖化防止型社会の構築に向けて取り組んでまいりたい、このように考えております。

○堀込委員 大臣の基本的な所見をお伺いしました。

それでは、少しく法案の内容に質問を移らせていただきます。

政府は、森林・林業政策を、木材の生産を主体とした政策から、森林の多面的機能の持続的発展ですか、これを図るために政策を転換して、平成十三年に森林・林業基本法を制定したわけであり

ます。森林を、木材産業だけじゃなくして、多面的機能の発揮、そして林業の持続的な、かつ健全な発展を掲げたわけであります。

その林業の持続的かつ健全な発展のために、林業改善資金をより使いやすく、そして林業・木材産業の経営改善等に必要資金がうまく回るように、こういうことで今回の法案が提出された、こういうふうな提案理由で述べているわけであり

す。しかし、これはうがった見方をしますと、実は、林業改善資金の貸付実績を見ますと、年々大変な勢いで減少が続いているわけですね、実際は、これは平成八年ですか、六十三億円ぐらい貸付実績があつたんですけれども、毎年十億とか二十億ずつ実は減ってきている。そして、平成十三年、二十億円を割つた、こういうところまで落ち込んでしまつたわけであります。

昭和五十一年、この制度発足以来、林業経営の健全な発展に資するんだ、あるいは生産力の増大、林業従事者の福祉向上にも資するんだ、こういう目的でやってきたわけでありますが、どうもこれは、法律の目的達成に効果を発揮したのかどうか、あるいは現状ではし得なくなっているのではないかと、こういう気もするわけでありまして、なぜこれほど貸付額が大幅にダウンしてきたのか、その点を説明してください。

○加藤政府参考人 今先生言われましたように、この林業改善資金につきましては、昭和五十一年に発足をいたしました、それ以後は実は資金につきましても徐々に上がってきたところでございまして、平成三年以降毎年下がってきているというふうな実績でございまして、言われましたように、平成十三年度は約二十億円というふうな状況になっているわけでございます。

改善資金の貸付実績が低迷しているということにつきましては、経済自体が非常に厳しい状況を迎えているということもあると思ひますし、特に、木材価格の低迷等によりまして林業の状況が厳しいということがございますし、また、市中金

利自体も低下をしているという経済的な条件もあるのかなというふうな思っているところでござい

ます。また、この制度をいたしましては、国があらかじめ定めた特定の生産方式などを導入する場合に貸し付けを行うという仕組みにしていたところとございまして、やはりそういったものに對しての需要が、ニーズが幅広くなつてきているということが言えるのではないかと。そういう点では、それぞれの林業従事者等の方々が創意工夫をして先駆的な取り組みを行うというようなことに對しての資金需要、そういう多様化にこたえ切れていないところもあるのではないかなというふう

に思っているわけでございます。また、林地価格の下落によりまして担保価値が低下しているということも間接的には影響しているのではないかと思つておりまして、そういう点では、そういう資金のあり方については見直していくことが必要ではないかということで、今回提案をさせていただいたということでござい

ます。○堀込委員 要すれば、無利子資金ではあるんですけれども、これは林家からすれば、借りたお金は返さなきゃならぬわけですよ。そういう意味では、経済情勢いろいろあるんですけれども、つまりは、木材販売の利益も一方で見込めない限り、これはやはり借りることにならぬわけですよ。

借りたお金は返さなきゃならぬわけですよ。そういう意味では、木材生産をして販売利益を生ずる、こういう施策を合わせわざでやられることが必要なんだろう、こういうふうな思ひます。それはそれとして、この制度は、国が三分の二で県が三分の一、補助ないしは繰り入れでやるわけですね。そして、都道府県が特別会計で実施をする、こういうことになっていまして、都道府県財政も大変厳しくなつていまして、こうした制度を取り組むかどうかは一方で懸念されるわけであり

ます。それにしても貸付件数が、平成十三年、オール・

ジャパンで六百件余り、六百三十六件ですか、これしかない。しかも、件数で十件以下の県が二十県もある。ゼロは大阪があつて、高知県に至つてはたつた一件というふうな実績になつてい

るんですね。新林業部門導入資金は、ここ数年ゼロが続いているし、青年林業者の育成資金は、平成十三年たつた三件しかない、さすがにこれはちよつと見覚えが悪いから今度見直すようでありまして、けれども、いづれにしてもそういう実態で、これは、一度つくつた制度だから必要なんだろうというこ

とで続けることはいいんですけれども、よほどの見直しが必要なんだろうというふうな思ひます。一方で、これは会計検査院が指摘しているんですけれども、資金造成額が二百五十五億円もあつて、貸付残高が百六十五億円だ。これはどうも適切な資金需要の範囲を超えているのではないかと、もう少し資金需要の造成額についても適切に正すべきではないか、こういう指摘が会計検査院からなされてい

ますが、この辺はどういうふうにお考えですか。○加藤政府参考人 言われましたように、資金の造成額が二百五十五億円ありまして、貸付残高が百五十五億円、そういう意味では、百五十億円の繰越金があるわけでございます。そういう状況でござい

ますけれども、やはり今申し上げましたように、資金として特定の生産方式に貸すというふうな形でやってきたわけと

分野についても貸し付けを行えるようにしていくということですし、貸し付けの仕方についても、都道府県からの直接貸し付けということだけではなく、融資機関からも貸し付けを行えるようにして、それをさらに農林漁業信用基金の債務保証の対象とするような形で、借りやすいように考えているわけでございます。

会計検査院の方からも、今先生お話しになりましたように、資金需要が減っている中でそういった繰越金を持つていっていることに対して、適切にすべきではないかという御議論もあるわけでございます。そして、そういった資金の有効活用ということと同時に、都道府県の段階で将来この貸し付けが活用されないというふうに見込まれるものについては国へ自主的に納付することも考えていくというふうな手だてもとつたところでございます。

我々としては、今申し上げましたように、新しい資金需要といえますが、融資を希望されるというふうなことも出てあるわけでございますので、そういったものに対応していきたいというのを基本に考えておりますけれども、今申し上げたようなこともとつて、適切に対応していきたいというふうな思っているわけでございます。

○堀込委員 いわば、先駆的取り組みをしている木材業者があるので、そういうことにも資金需要、対応することが必要だという答弁があったわけがあります。やはり、今度の林業改善資金の貸付対象も木材業者まで広げているんです。なぜそこまで広げたのか、あるいはなぜそこでとめたのかというところがちょっと明確でないんですね。

この法律では、木材産業の定義は、木材製造業、卸売業、そして木材市場業ですか、こういう業者に限定をしているわけですね、木材産業業者とは。ただ、私は、この法律の改正案の提案で、先駆的事業者の要望があるとすれば、農林関係でなくとも事業者の場合はいくつかの資金があるんですよ。中小企業もあればいろいろな資金があるの

で、さまざまなメニューがあると思うんですが、なぜこれ、農林省がそこに特別にこたえなきゃいけないかという点が一つあるわけでありまして、そう考えますと、何か、貸付実績が落ちているから少し対応しないとこの仕組みもたないねという意図もあるんじゃないかというふうに実はうがつた見方をしているわけですね。

これは事業者の要望がたくさんあつてこういう措置を講ずるのか、その、この法改正の目的がちよつとずとんと落ちないところがあるわけですね。あるいは、木材業者までやるのなら、なぜもう少し川下までやらないのか。家具屋さんもあるわけ、私のところの地元は例えば木曾漆器なんかやつて木材専門に使っているところもあったり、そういう業者だつてあるわけでありまして。木工業者なんかもあるわけですね。あるいは、もっと広げれば、思い切つて住宅産業まで広げることだつて検討したつていい。

なぜ木材業者まで広げたのか、あるいはなぜそこまでにとどめちゃつたのか、そこはどうですか。

○加藤政府参考人 今回の提案理由の中にも御説明をさせていただいておりますけれども、今回、森林・林業基本法で、その森林の有する多面的機能の発揮を図っていくためには、林業の持続的な健全な発展と、その前提となる林産物の安定的な供給あるいは利用の確保を図るための木材産業の健全な発展が、一体的に推進されるということが必要だというふうな考えているところでございます。

そういう中で、今の木材に関する状況を考えていきますと、実は国産材と外材というものを比較いたしましたけれども、国産材の価格がおおむね外材並みになつてきていてもなかなか国産材を使つていただけないという状況が生じてきているわけでありまして、そういう点でいきますと、国産材を使つていただけるような、どこに問題があるのかというところを我々として解決をしていかなきゃいけないだろうというふうな思っているわけでございます。

す。

そういう点で見えますと、やはり国産材、安定的な供給がされない、あるいは品質について、先ほど乾燥の話もさせていただきまして、けれども、乾燥材の割合が十分ではないというふうなことでございまして、そういった木材産業の持つてくる構造的なものであるものを改革していくことが必要だというふうな考えているわけでございます。

まずそこをきちつとやるということが第一の必要性でございまして、そういう点で、今回の範囲としましては、専ら木材を取り扱い、林業と密接な不可分な関連を持ちつつ、木材の加工、流通を事業として行つていられる業種であります木材製造業、木材卸業、木材市場業というところを対象を広げたいということでございます。(発言する者あり)

○堀込委員 やじも飛んでいるようでありますが、今、日本の林業で木材産業のところが一番問題があるんだ、だからそこへ貸していくんだ、そういうふうにしたんだという話はあるんですけど、でも、しかし、別にそこに限定しなくても、やはり日本の森林・林業の発展を思うと、もう少し、この卸売とか市場とか木材業者に限定しなくても、何ですか、この範囲は広げてまずい点はあるんですか。他省庁等のほかの製造資金の関連とかそういう点で何かあるんですか、それは。

○加藤政府参考人 今回は無利子の資金という形でやるわけでございますので、そういう点でいけば、政策目標としてどういうものをやるのかということとは当然考えていかなければいけない、その資金が有効に政策目標になるということを考えていかなければいけないことだろうと思つております。

そういう点でいいますと、先ほど申し上げましたように、今何が一番問題かということについて、国産材の供給体制をきちつと整備するということが必要でありまして、そういう点で、そこを何とか、資金というふうなものも手当てをしながらか構造改革を進めたいというふうな考えているわけ

けでございます。

確かに、需要ということから考えれば、家具の問題もありますし、もっと広げて言えば、住宅生産というふうなところもあるわけでございますけれども、そういったところが実は一番ネックになつているのは、木材が、国産材が安定的に、しかも品質の確保された形で供給されないというところにあるわけでございますので、我々としては、そこを重点的に構造改革を進めたいというふうな考えているわけでございます。

○堀込委員 政策目的があるから限定したという話であります。やはり家具、たか木工業者だとか、まあ住宅はかなり広いんですけども、それぞいろいろな道を開いた方が私は、森林・林業等の今の政策目標を達成するためにもより効果を発揮するのではないかと、こういう印象を持っています。

そこで、今回、林業改善資金を林業・木材産業改善資金、こういうことに改めるわけでありまして。施設の改良だとか造林だとか立木の取得、林業・木材産業の経営改善に資する、こういうものを対象とするということになつていっているわけでありまして。

問題は、この貸し付け資格の認定で、林業・木材産業の改善計画を策定して知事に出して、知事の認定が必要となつていいます。この認定基準について、これは特別の指導、あるいは通達等でおやりになるんでしょうか。あるいは、借りる方からして、これを法定化することによって借りやすいのか借りにくくなるのか心配するわけでございますが、資格認定制度を法定化するという意味はどこにあるんですか。

○加藤政府参考人 今申し上げましたように、これはやはり構造改革を進めていくという政策目標を達成していきたいということでございまして、そういう点では、この資金を借りていただく方々が、やはり経営改善がどういふふうになつていくのかということについては、審査をしていくということが必要であらうというふうな思っている

ところでございます。

そういうことで、都道府県知事に改善に関する措置について提出をいただきまして、当該改善措置の実施が、売上高であるとかコストの削減であるとか品質の向上であるとか、そういった経営改善にどういうふうに関与していくのか、あるいは、労働災害の低減だとか林業労働に従事する者の確保にどういうふうになつていくのかというように、都道府県が判断をするということになると思っております。

そうした認定に関することにつきましては、都道府県で総合的に判断されるということでございますけれども、ガイドラインとして示していきたいと思っております。

○堀込委員 都道府県判断ということになる、ガイドラインに基づいてやるということでございます。

そこで、今回の法律案では、林業・木材改善資金について、都道府県が直接貸付方式と、融資機関が代行して貸し付ける方式、これを追加することになっているわけでありまして、これは、県に審査機能がなかったりあるいは事務能力がなければ、実態としては民間金融機関がほとんど全部やっちゃう、こういうことになると思うんですね。

その際、これはどうなるんでしょうか、融資審査、債権の保全、取り立て業務とか、あるいは、債権回収不能の場合、弁済責任は県が負うんですか、融資機関が負うんですか、その辺はどういうふうに整理されるんですか。

○加藤政府参考人 融資審査、債権の保全についてでございますけれども、今もお話がありましたように、都道府県が直接貸し付ける場合と融資機関が貸し付ける場合と、二つの場合が今回の改正であることになるわけでございます。

都道府県が直接貸し付ける場合は、先ほど申し上げましたような貸付資格の認定とあわせまして、従来の改善資金の融資審査と同様にその償還確実性について審査を行い、担保、保証人というものを徴求して債権保全を図るということで考え

ているところでございます。

また、融資機関が貸し付ける場合は、都道府県知事の貸付資格の認定を受けたものについて、専門的な知見を活用いたしまして融資審査を行い、それぞれの審査基準に基づいて債権の保全を図ることになるというふうに考えております。なお、この場合、先ほど申し上げましたように、農林漁業信用基金の債務保証の対象とするとということと考えているわけでございます。

こういった改善資金の見直しという中で、より貸し付けが円滑、適切に行われるというふうになると考えているところでございます。

融資機関が貸し付けた場合につきましては、その回収については当然融資機関が行うことになるというふうに考えております。

○堀込委員 今、債務保証のお話がたまたま出たのでございますが、農林漁業信用基金による債務の保証措置がとられることになるわけでありまして、これは保証料はどのぐらいになるんでしょうか。また、金融機関の手数料とか事務費というのは一体どういうことになるのか。これは県が負担するんでしょうか。

つまり心配することは、せっかく林業、新しい資金、新しいといいますが、今度の法改正の措置をとりながら、無利子資金ですよ、こういう言いながら、借りる方からすると、保証料を含めて結構高いものになつて、借りにくいものになるんじゃないか、こういう心配をするんですが、どうでしょう。

○加藤政府参考人 保証料率の件でございますけれども、農林漁業信用基金の保証料率につきましては、政策性が高いもの、それ以外のものというような格好で保証料率が分けられて定まっているわけでございますけれども、今回のものについては、無利子の資金を貸すということでございますので、政策性が高いということでございます。今、政策性が高い資金に適用される水準として、保証料率年〇・六五％ということになっております。

なお、この保証料率につきましては、農林漁業信用基金が十月一日で独立行政法人になるということがございまして、その段階で保証料率の変更ということについても現在検討されているところでございますが、今の状況でいえば、〇・六五というところで考えているところでございます。

保証料率があるということでは無利子ではないじゃないかというお話でございましたけれども、これは、有利子で貸すものにつきましても、すべてやはり保証を行うということについては、保証料率をいただいて、それで保証しているということでございます。そのところについては御理解を賜るということだろうというふうに思っております。

また、都道府県で貸し付けるという直接貸し付け方式は今回すべてやめるということではございませんので、民間から借りられるか都道府県から借りるかということについては借りられる方が選択することができるということでございまして、そういった中で、借りられる方がどういうふうに御判断をされるかということではないかというふうに思っております。

それから、手数料の問題が生まれただけども、手数料の問題につきましても実は法律的には都道府県と融資機関の問題ということでございまして、特段の定めをしていないところでございまして、今までのこういうようなものの似たような例で申し上げますと、やはり都道府県から手数料的なものが支払われるという例が多いのではないかとこのように思っております。

○堀込委員 低金利時代ですから、借りる方からすると保証料も結構大きなものになると思うので、また適切に対応をいただきたいと思っております。これは林業改善資金法の最後でございますが、一つ留意をしておきたいんですが、これは、政治資金規正法の二十二条の三に、国から補助金、負担金、利子補給金その他給付金を受ける会社は政治活動に関する寄附をしてはならない、こういう規定があるわけであります。最近

政治と金の問題がうるさいんですが、老練心ながら、融資決定の際に多少そういうことは注意をした方がいいんじゃないか、留意をさせるような指導をすべきじゃないか、こういうふうに思います。どうですか。

○加藤政府参考人 今お話があった問題につきましては、政治資金規正法の二十二条の三の規定のことだと思っておりますけれども、補助金等の交付の決定を受けた法人が政治活動に関する寄附をすることを禁止する旨の規定があるわけでござい

ます。この規定の具体的な解釈、運用につきましては、総務省及び都道府県の選挙管理委員会が担当しているところでございまして、これらの機関において必要に応じ同法の趣旨が周知されるというふうに考えております。

○堀込委員 総務省でやっていることはわかっているんで、それを質問するならばきょう総務大臣を呼んでいただければいい。今度は具体的に木材産業の会社に融資をするわけですから、そのときは、やはりそういう注意事項がありますよぐらいのことはやっていただく方がいいんじゃないか、老婆心ながらこういうことを申し上げているんです。またどこかで事件があったら困るわけですからね。よく留意をしてそれはやってもらいたい。

森林法の方に移ります。公共事業見直しというのは、小泉内閣の一つのフレイズとして、つまり、公共事業のむだ指摘をされて、経済財政諮問会議ですか、公共事業全般を見直していこう、こういうことになったわけでありまして、それを受けて国土交通省では、社会資本整備重点化計画法を出して、事業分野別の従来の計画を見直した、予算の分野別の硬直化を見直すんだ、そして縦割りの弊害を打破するんだ、こういうことで、効率的な公共事業を進めようというところで、新しい法律を通したわけですね。

これはこれとして結構なことなんだろうと思うんですが、私は、どうしても小泉内閣の行革の限

界というのを感じざるを得ないわけであります。

つまり、政府の公共事業見直しというのは、道路建設の問題でやや迷走もしたわけであります。あれはまた、九千三百四十二キロ、どうするのかわからないのですけれども。つまり、縦割りの弊害などについて、国土交通省の中で道路局とか河川局とかいろいろ縦割りの弊害があったから、局ごとの縦割りの見直しはやりましょうということ、何となく今度の社会資本整備重点化計画法ができたような印象を受けるわけですね。

例えば、治水は国土交通省で、治山は農水省という。何か、国土交通省とか農水省とかを超えた、省益を超えた見直しが必要ではないだろうかという点を感じるわけでありまして、これは大臣、今度の行革、苦勞はされているんでしょうけれども、小泉内閣の行革というのは、公共事業の見直しというのは、そういう省益を超えたということまでいかないということをやや限界を私は感ずるわけでありまして、御所見を伺いたいと思います。

○亀井国務大臣 農林水産省が所管する公共事業は、食料、農林水産業、農山漁村を支え、生命をばくくみ、自然環境を保全し、文化を形づくる重要な役割を果たしているわけでありまして、環境創造型事業への転換、こういう時代の要請に応じた見直しを進めておるところでございます。

また、公共事業の推進に当たりましては、一層の重点化、効率化、コストの削減、透明性の向上等の改革を進めていくことが重要、このように考えております。このため、コスト構造改革による向こう五年間で一五％のコストの削減、あるいは、平成十五年度から電子入札の導入による入札契約方式の改善、関係府省との施策推進の連携など、事業コストの削減、透明性や効率性の向上に積極的に取り組んでまいりたい。

今後とも、このような取り組みを通じて、農林水産物の安定供給や多面的機能の発揮など、食料・農業・農村基本法等の基本理念の実現に向かってまいりたい、このように考えております。

○堀込委員 大臣、答弁いただきました。

要するに、国土交通省は、九本の公共事業の長期計画を一本化して社会資本整備重点化計画を制定する。今度の法案を見ますと私は、農水省としては、治山治水緊急措置法で治山治水を一体でやってきたけれども、国土交通省から治山が仲間外れにされた、だから、これはまあしょうがないから、法改正をして森林整備事業計画と治山事業計画を十六年から一本化して進める、こういう措置をとらざるを得なかった、早く言えばこういうことだろうと思うんです。

しかし、治山治水も両方とも連関があつてこれは大事なんです、例えば治水のダムとの必要性などについては森林整備とか治山とかと切り離せない関係にあるんだらうというふうに思うんですね。これはどういうふうに一体性を確保していくかという問題が一つある。

国土交通省も、九本の計画を一本化して、事業分野別の計画を統合して、重点的で効果的に進める、こう言っているんです。今大臣の御答弁にありましたように、農林省関係では予算の約半分を公共で占めていまして、農業農村整備で八千八百億、林野公共で三千三百億、水産、海岸関係で二千億、国土交通省に倣えば、これを統合して公共事業の見直しをするというのは一つの考え方だというふうに思います。そういうことをなぜおやりにならなかったか。これは、農水経験の長い副大臣にひとつ、北村副大臣に御見解を伺いたいと思います。

○北村副大臣 堀込委員からの御指摘、一つの方法として考えられることかな、このように思います。

しかし、皆さん方の熱心な御議論をいただいで、我が省には三つの基本法が実はあるわけでありまして、基本法がそれぞれ。私は、その三つの基本法の理念に即して社会資本の整備をするということがまず前提に、基本にあるのではないかな、このように思います。

その上で、決してそれぞれが縦割りだけでやっ

ているわけではない。例えば下水道の関係でも、国土交通省の持つっている下水道の関係もある、我が省の持つっている農村の下水道の関係もある。あるいは、簡易でありますけれども、環境省の持つっているものもある。そういうときに、やはりその地域にとつて一番大切な、そして効果が上がるものはどうかということでは、我が省は、国土交通省あるいは環境省と相当な協議をして、連携をとつてその地域の社会資本の整備の充実のためにやつてまいりましたし、これからも、そういう社会資本の整備については、この三つの基本法の理念はこれは基本として、それぞれの省庁とやつてまいりたい。

一本にするという先生の御意見は、一つの方法として私も否定するものではありませんが、我が省のこの三つの基本法の理念に沿つてやつていくということが適正ではないのかな、このように考えているところでございます。

○堀込委員 各省庁と連絡をとつて基本法の理念に基づいてそれぞれやるという答弁、それなりに言葉としては理解できるんですが、具体的にどう連携をとるのか。

例えば、今ちようど副大臣、下水道の話が出ました。公共下水道、農林省がやつている集落排水、これをどうするのか。国道と、隣に農道が通つているとかという話もよくあるわけですね。あるいは、治水ダムと砂防ダムが両方必要なのかねと、ちよつと何か具体的な調整作業が必要じゃないかというような意見もいろいろあるわけですね。やはり今までは、かなりこれは各省庁縦割りです。

やつてきた。今、よく連携をとつて直すとおっしゃいましたが、もう少し具体的に、どう一体的企画や計画を立てながら進められるのか、今までとどう違う手法でよく連携をとつて進められるのか、その辺はいかがでしようか。

○北村副大臣 つたない経験の中で答弁をさせていただきますが、先生御承知のとおり、国道が走つている、その下の方には河川がある、川がある、こつちの方には国有林がある、こ

ういうふうな地域というのは結構ございますね。川のそばに国道が走つていて、そのわきに国有林がある。例えば、雪の後、あるいは台風の後、この国有林の地すべり等々で国道が不通になるというようなことがある。それがもう少し大きくなれば、河川をとめてしまつてしまうようなことがある。そうすると、これをやるのに、それぞれが、三つが別々にやるということになると大変な時間がかつたりする。

そういうときに、私の経験からは、国道をしつかり変えるというときに、まず林野庁を動かし、国土交通省の方が早くやらないのなら、逆に言うとな国有林を持つっている林野庁の方が、ここに道路をつけちゃいますよと。極端に言うんですけど、災害防止のために。そうすると、国土交通省の方は慌てて、いやいや、そういうわけにはまいらない、こういうことで、河川も含めて早急にこれを災害防止のために、例えば別のところに道路をつくつてまたもとに戻すというふうな。こういうことは、私のつたない、短い政治活動の中ではございました。

これは、ある面では、それぞれの省庁の縦割りではなくて、省庁がうまく連携をとつて、そして短期間で効果を上げることができた一例であつて、今後はこういうことに全力を挙げてやつていける、それは国道と農道もしかりである、このように私は思つております。

○堀込委員 実際には、役所、結構出先まで縦割りになつていますから、ぜひ出先まで徹底して、より効率的な政策が展開できるように希望しておきたいと思ひます。

次に、やはり公共事業の話なんですけれども、農林予算が全体として三兆一千億ある。公共事業は約一兆五千億強で、約半分なんです。実際は、林野公共が約三千三百億でございます。しかし、この三年間で実は六百億ほど減らしているわけですね。パーセントで一五・六％か何か、三年間で減らしているんですね。予算を減らしているだけじゃなくて、実態として、大部分は公共から

非公共にシフトしているんだというふうに私は思うんです。つまり、公共事業に対して批判があるから、非公共にシフトしながら事業をやっている嫌いがあるのではないかと感じがするわけであります。

公共と非公共というのは、どこかで区分があるんですか。どこが違うんでしょうか。例えば同じ林道、農道なんかでも、公共と非公共、両方でできるんですか。どういう基準があるんですか。

○加藤政府参考人 公共事業と非公共事業の違いということですが、林野庁所管の公共事業で話をさせていただきますと、国土の保全であるとか水源の涵養とか、自然環境の保全あるいは地球温暖化の防止というような、多面的機能を発揮して国民生活の安定の基礎となる重要な社会資本である森林の整備を推進するものが林野公共事業であるというふうに考えているところでございます。

それに対して、非公共事業につきましては、森林の整備保全を支える林業・木材産業の健全な発展というような政策目的に向けまして、例えば、効率的、安定的な林業経営の育成確保を図るとか、あるいは木材の利用の推進を図るとか、あるいは施策を総合的に展開をしているのが非公共事業で行っているところでございまして、社会資本の整備が公共事業、林業・木材産業等の発展等の政策目的を達成するためにやっているのが非公共事業というように大まかに分けられるのではないかとこのように思っているところでございます。

ただ、お話が出ましたように、例えば、公共事業でも林道の整備がある、非公共事業でも林道の整備を構造改善ということでやっているのではないかとこのように思っています。

森林整備をきちっとしていくためには路網の整備がどうしても必要であるわけでございまして、そういう点で路網の整備を公共事業で行っているところがございますが、一方、林業経営を

効率的にやっていくという観点からも路網の整備が必要になるわけでございまして、公共事業で基本的な整備はするわけでございしますが、比較的規模の小さな林道であるとか作業道の整備というのは、構造改革をしていく予算の中であわせてやれるという形にしているところでございます。

○堀込委員 よくわかりました。うまく理屈をつければ非公共でもどんなことができるという話ですか、かなりできますね。

そこで、平成十四年六月二十五日、小泉内閣の骨太の方針第二弾の中で公共事業の見直しを求めているわけでありまして、公共事業計画が予算獲得の手段になっている、分野別配分の硬直性がある、あるいは計画が縦割りとなっている、こういうことで、抜本的見直しをしようということになっていく。その中で、公共事業を事業量目標から成果目標に変えようということも言っているわけですね。

林野庁の場合ですが、たくさん計画があつても混乱するんですが、要約すると、森林・林業基本法があつて、森林・林業基本計画があつて、それに即して、主要河川四十四ですか、全国森林計画の十五カ年計画がある。両方とも閣議決定される。

この森林計画に基づいて、森林・林道の投資計画が森林整備事業計画として立てられている。これは五年計画なんだけれども、今年延長されている、こういうことなんですね。一方で、平成十年に閣議決定された第九次の治山事業七カ年計画というのがある。今回これを統合して森林整備保全事業計画、こういうことにするわけですね。

今回これを統合してやるわけですが、両計画統合に当たって、今申し上げましたように、単にこれは足したということじゃなくて、小泉内閣の骨太の方針第二弾に基づいてどういう新しい事業を加味しながら見直しをしたんでしょうか。そういうことも対応方針の中に入れてながら新しい計画を立てられる、こういうことですか。

○加藤政府参考人 今回の統合につきましては、

森林の有する多面的機能の発揮という森林・林業基本計画の目標の達成に向けまして、森林整備事業及び治山事業を総合的かつ効果的に推進したいという観点から行うわけでございますが、具体的な計画の策定に当たりましては、今お話がございました基本方針二〇二〇などを踏まえまして、策定の重点を、従来の投資規模を明らかにすることから、森林の多面的機能発揮のための成果目標を明らかにすることへ見直しをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○堀込委員 成果目標を入れながらやる、こういうことですか。

そこで、公共事業というのは、林野に限らず、国民に強い批判なり改善要望があつて見直しが現在進められているわけでありまして。むだが多い、単価が高い、ずさんな会計処理があるではないかというような指摘が絶えないわけでありまして、今、各省挙げてこれは改善されているわけです。

さつき、政治資金規正法では総務省の方の担当だとおっしゃったけれども、今度、林野庁のお話をします。

例えば、私の地元の木曽森林管理署の王滝事務所、これが、公共事業をやつて、事業が終わっていないのにお金を払つちやつて会計検査院に指摘をされた事例があるんですよ。こうした不祥事をどうなくしていくかということもあわせて、これは公共事業だけではないかもしれないけれども、事業を進める上でどう管理体制をとっていくのかという点について、長官、答弁してください。

○加藤政府参考人 今言われましたのは実は中部森林管理局であつた事例でございますけれども、九月から十二月までの除伐事業を請負発注いたしました、それについて、雪が早く来てしまつたということがあります、一部が未了であつたわけでありまして、それを翌春実行するからという約束をもらい、未了ではなく実行した形にしてしまつたというような不正事例があつたところでございます。

我々としては、そういったことというのは所定

の事務手続をきちつとすればいい話でございます、それがきちつとされてない、遵守されていない、いわばそういう問題で、まことに遺憾だというふうに思っているところでございます。

そういうことで、関係職員につきましても厳正な処分を行うと同時に、請負者に対しまして、代金の返還はもちろんです、請負契約につきまして一定期間の停止措置というようにことも講じ、そういったことが再び起こらないというふうなことで対策をとつたところでございます。

公共事業につきましてもいろいろ国民の方々の御批判もあるところでございまして、より適切な執行に努めていかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○堀込委員 答弁はそういうことなんだけれども、森林・林業問題は大臣初め我々もみんな一生懸命国民の理解を得ながらやっていると申しているわけでありまして、こういう事例が一つ出ると途端に国民の批判を浴びて、一体どうなっているんだという話になりますから、ここは手厳しく、ひとつきちんとしてもらいたいと思うんです。

そこで、時間が余りない、もう一つだけ簡単に答弁してもらいたいんです。

地方分権推進会議の意見を踏まえて、農水省は今度、事業の統合補助金を大きくくり化して、平成十五年度予算で百四十二億の統合補助金というようにメニューをつくりましたね。森林整備の一部、十一億円もその中に含まれている。これは具体的にどういうふうな措置されるんですか。箇所づけなんかやるんですか。

○加藤政府参考人 今お話ございましたように、統合補助金の問題につきましては、我々も、平成十四年度に治山事業につきまして、それから平成十五年度に森林整備事業についても、統合補助金にできるというものにつきましては実施をしたところでございます。

これらにつきましては、箇所づけは都道府県で行うということで、国の段階では配分枠を決定い

たしまして都道府県へ配賦をする、それに対して、都道府県で事業実行箇所、内容の選定を行って、都道府県が実行していくというようなことで考えているところでございます。そういう統合補助金の趣旨に沿って我々としても運用をしているところでございます。

○堀込委員 それでは、法案の質疑はそれぐらいにして、国有林野事業特別会計の財務状況について、これから伺ってまいります。

まず、概況でございますが、平成十五年予算を見る限り、歳入歳出とも大体三千四百億円規模だ。歳入の内訳、事業収入約六百九十億円、といつても中身は、事業収入は三百十五億円だけで、実は林野・土地を売り払って二百九十億円の収入を見込んでおるわけですね。一般会計からの受け入れが九百四十億円、治山勘定からの受け入れが百四十億円、あとは借入金で千六百億円、こうなっています。つまり、業務収入は全体の割にも満たない状況で、一般会計の受け入れと借金と、林野・土地を一生懸命売り払って息をつこう、こういう状態にあるわけですね。

逆に、支出の方を見ますと、職員基本給等、これは区分が余り明確でないで、大体、人件費と思われるものだけで九百億ちよつとあるというふうに見える。その他業務費、事務費、事業費が五百億から六百億円ぐらいあるだろう。あとは国債整理基金特別会計へ千七百八十億円繰り入れている、こういう状況であります。

つまり、民間企業でいえば、これはもう破綻状態ではないかという感じがするわけですけども、今の財務状況、林野庁長官、どういう認識を持っていますか。

○加藤政府参考人 国有林の財務状況の改善、経営改善の問題につきましては、平成十年に改革三法を成立させていただきまして、抜本的改革に今取り組んでいるところでございます。

その段階では実は三兆八千億円の累積債務があったということでありまして、累積債務がさらに利子を生んでいくという状況にある

ということの中で、二兆八千億については一般会計で承継をさせていただいて、一兆円については国有林野事業として五十年かけて返していくというふうなスキームがつくられたところでございます。

この一兆円につきましては、先ほど予算を言われましたような中の、一般会計からの繰り入れという中で利子補給がされておまして、一兆円がさらに累増していくという形はとらないというところで措置をさせていただいたところでございまして、そういう形になっておりますので、今までは全く違うということになっていないのではないかと、このように思っております。

また、新規借入金につきましては、これは、平成十五年までが集中改革期間ということで、健全な体質をつくるべく期間として設けられておるわけでございまして、その期間については、やはりまだ新たな借り入れをしていかざるを得ないというところについてお認めをいただいております。でございまして、実はそれを逐次減らしてきていたのが今の状況でございます。平成十五年、今のお話でございました予算では百六十四億円というところで、十一年の実績等々から見ますと相当減らしてきたということでございます。そういう状況になっているわけでございます。

確かに、木材の価格等々非常に厳しいことがあるわけでございまして、我々としては、事業収入の確保、効率的な事業の運営というものを図る中で、この国有林の経営の健全化というものを図っていききたいというふうに思っているところでございます。

○堀込委員 今、長官全部言いました。だんだん質問しますからね。

国有林の特別会計、そもそもこれは企業特会として発足したんですね。戦後一時期は結構稼いで、一般会計繰り入れもあつたんですね。そういう時期もあつたんです。しかし、私は、一般会計からの繰り入れは、十年の改正、十三年の森林・林業基本法もあつて、ある程度森林・林業の多面

的機能を位置づけながら国民の了解を得てきたんだらう、こういうふうに思います。思いですが、この状況が果たしていつまで続くことが許されるのかどうかということについては、もう少し真剣に考えた方がいいんじゃないか。

つまり、借金を返すために借金の借りかえをする、借金を返すために一般会計からの繰り入れを行つている、こういう繰り返し状況ですね。これはどこかで打開しなきゃならぬ。人件費の三分の一ぐらいしか業務収入がないわけでありまして、仕方ないから林野・土地を一生懸命売り払いをやっているんですけども、これも不動産価格が下落しているからうまくいかない、そういう状況になっているんですね。特別会計を無理やりやりくりしている、そして維持しているとは思えないんです。

そういう意味で、これは企業特会として維持が大変困難になっているのではないかと認識を私は持つんですが、どうでしょうか。

○加藤政府参考人 先ほど申し上げましたような平成十年の抜本的改革ということでは、実は国有林野事業の会計というのは独立採算でやるというのが原則であつたわけでありまして、改善特別措置法がありまして、一般会計の導入も図つてきたところでありまして、原則はそういう会計だった。

ところが、抜本改革によりまして、やはり独立採算を前提とした特別会計ということではなくて、今回、公益的機能の確保というようなことも図つていかなければいけないわけでございます。そういう一般会計の繰り入れを前提とした特別会計制度に移行することになったところでございまして、我々としては、事業収入の確保に最大限の努力をすると同時に、必要な一般会計からの繰り入れということもできるだけやっていかなければいけないというふうに思っているところでございまして、そういうような状況の中で、国有林を適切に運営していくことが必要だというふうに思っております。

○堀込委員 一般会計からある程度の受け入れというのは、確かに国民合意の中で新しい法律で決めたわけでありまして、平成十年の特別措置法で、約二兆八千億、三兆円弱で、実はこの債務を一般会計に移したわけですね。つまり、言葉をかえまして、今までの累積赤字を国民の皆さんの負担につけかえしてもらつたということなんですよ。残る一兆円を国有林野事業勘定で五十年かけて返しますよ、こういうことをやつたわけですね。大改革をやつたわけですね。

さつき長官言つたように、平成十一年から十五年までに、集中改革期間で、返済のための改革を進めるようにしたわけです。これは元金だけ返せばいい、利息は一般会計で見ますよ、毎年生ずる利子は、こうなっているんですね。平成十三年だけでも二百二十五億円の利子補給を一般会計でやつている。一般会計からの受入額も、大体、平成十一年から十三年まで約八百億ぐらい毎年入れているんですね。平成十五年予算ベースでは、九百四十三億円ですか、一般会計から入れることになっている。

いよいよこの平成十五年度で集中改革期間が終わるわけですね。平成十六年から一兆円の返済に取りかからなきゃならぬ。残る四十五年間で一兆円を返すとすると、単純に言いますと、一年に二百三十億円ぐらい返していかなきゃいかぬわけですね。これはどうやるんですか。人件費の三分の一ぐらいしか事業収入がなくて、どういうからくりで、国民に約束した一兆円は特別会計で返していきますよと、どういうふうにおやりになるんですか、これは。

○加藤政府参考人 集中改革期間、新規借入金をなくするような健全な体質をつくるということでございまして、そのことについては、先ほど申し上げましたように毎年毎年減らしてきておりまして、十六年以降、我々としては、これからまた十六年の予算ということで御議論をいただかなければいけないわけでありまして、できるだけ健全な体質というものを十六年に達成する努力を

するということと考えているところでございます。

累積債務の問題でございますけれども、国有林の経営ということで、累積債務につきまして、今のところ資源の充実期にあるところでございまして、今後長期的に見ればだんだんと伐採量もふえていくわけでありまして、当面のふえ方というところでございます。そういう点で、累積債務の返済ということを実際に行っていく期間としては、平成二十五年以降ということで考えられていて、平成二十五年以降というところでございまして、我々としては、若干長期的なことになりますけれども、そういうような形で一兆円を返していくことにしていきたいと思っております。

○堀込委員 時間が来ていますけれども、今田議員に御了解をいただきながら、ちょっと。

平成二十五年になれば伐期の来る木がたくさんあるので、これを売れば大丈夫だ、こういう話なんです。今までも何回も繰り返してきた話なんです。あなたは前は長官じゃなかったから。前の改善計画の法律のときも、この法律さえ通してもらえば林野はうまくいくんだ、国有林野事業改革はうまくいくよと大臣も歴代長官もおっしゃった。そういう人たちがまたいないので、また同じ答弁をしているんじゃないかと僕は思い返しているんです。これはやはり早く見直した方がいいと思うんです。

もう一つ長官、さつき、集中改革期間で毎年、平成十一年の六百五十億からだんだん減ってきて、平成十五年は百五十五億円借りればよくなつたよ、来年はゼロにしてやってくよ、こう言つたんですよ。この五年間で、実は二千億円、二十九十億円で、新しい借金がふえているんです。国有林野事業会計は、あなた方は毎年国会に報告することになっているんですが、この新しい借金は全然報告していないんです。これはどうするんですか。また二千億、もう二割もふえているんですよ。そういう事態になつてい

て、一体これはうまくいくかどうか。

○加藤政府参考人 今回の抜本改革のフレームをつくるに当たりまして、集中改革期間については新規借入金を出さざるを得ないということで御了解をいただいているところでございまして、そういった中で、今お話がございましたように、平成十一年から十五年まで約二千億円を新規に借りるという状況でございます。そういうことでございまして、この新規の借り入れにつきましても、利子補給を受けるという形になっておりまして、この債務が利子を生んでさらに膨らんでいくということではなくて、そこについては措置がされているということでございます。

この二千億円、十五年、集中改革期間に一定の新規借入金をしなきゃいけないということで考えてきたものでございまして、そういう点では、これは我々としてきちと返していくということで考えていかなければいけないというふうに思っているところでございます。

○堀込委員 集中改革期間が終わって、一兆円は返します。返す計画を来年度からだんだん、平成二十五年と言つたね、二十五年からだんだん返します。

この二千億はいつから返すんですか。

○加藤政府参考人 この二千億円につきましては、集中改革期間後から、返済期間が来るものを順次返していくということになるというふうに思っております。

○堀込委員 後というのは五十年後ということですか。その後になるということですか。——いや、いいですよ、細かいことは。時間が来ましたので。

つまり、私は、過去何度も改善計画の法案が出されて、さつきも申し上げました、歴代大臣、歴代林野庁長官が、この法律を通してもらえば何とかなるよという繰り返してあつたわけなんです。ところが、国民の皆さんに三兆円も負担してもらわなきゃならない事態になつて、ああいう法律改正をやつた。このまあいくと、この一兆円も将来的に国民負担になるんじゃないかという懸念を

は持つんですね。当時の農水大臣も林野庁長官もどこかへ行つていなくなつちゃつて、これは国会に対する責任をどうとつてもらうかという話もあるんです。

大臣、最後に、今私への答弁を聞いて、国有林野事業特別会計が大変なことになっていると思うんです。ぜひ、大所高所から手を入れてもらう、検討してもらおうということが必要じゃないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○亀井国務大臣 いろいろな経過、それなりに私も、この林野の問題とあわせて、それ以前に国鉄債務の問題等々にもかかわつてまいりまして、同じような形でいろいろのこともありまして、当面は、集中改革期間、先ほど長官からも御答弁申し上げておりますように、今の計画、それらが実行できるような最善の努力をいろいろの英知を結集してやるということが当面必要なことじゃないか。また、これをやるという中で、今後

のことについて対応をしつかり考えてまいりたいと思ひます。

○堀込委員 私は、非常に深刻な問題になつていると思うんです。だから、将来またツケ回しで先に延ばすよりは、きちんとやはりある程度の処方せんを、やるときはやつた方がいいと思ひます。みんな林業、森林、これは大事だと思ひていますから意見を申し上げているので、お互いに知恵を出し合いながら議論をした方がいいんじゃないか、こういうふうに思ひます。

大変時間をオーバーして、今田議員、失礼しました。

以上で終わります。

○小平委員長 次に、今田保典君。

○今田委員 今ほど議論されております林業関係あるいは森林関係の法案について御質問します。御案内のとおり、今、森林業あるいは木材業は大変厳しい状況になつておまして、私の知っている方でも、もう既にみずから命を絶つた方が三名おります。非常に残念だな、こういうふうに思っておりますし、また、夜逃げされた方、あるいは

破産宣告をして大変な状況にある方も何人か知つておるわけでありまして、本当に残念な状況になつております。

そこで、産業の基盤を早急に整えるということ、さらには国民のニーズに合った政策を推進する、こういうことでやつていかないと未来はないのではないかとこういうような感じがいたすわけでありまして、そこで今回、資金の融通関係の問題でいろいろお考えの上、この制度を取り入れるんだ、こういうことになつておるんだらうと思ひます。

しかし、私から言わせれば、本当に関係者、事業者、そういった実際に今かかわつていられる方の意見というものを十分に受け入れて、あるいはいろいろな意見を聞いてこの制度を取り入れたのかなというふうに思うと、どうもそうではないような感じがするんです。金なんか借りたつてもうできないんだ、むしろ違う方面の施策というものをきつちりやつてもらつた方がいいというようにも言われておるわけでありまして、まず、私がきょうお聞きしたいのは、関係者あるいは事業者、そういった方々の意見を十分に聞いたのかという点。

それから、今回、都道府県からの直接貸し付け方式のほかに、銀行等からも融資できるんだという方式を追加したようでありまして、銀行で貸さないんです、実際、貸さないです、これは残念ながら。そういうことを思えば、先ほど言つたようなことで、実際に関係者の方からどうしてもらえばいいのかというものを聞き出したのかどうかという点、銀行からの融資を追加しましたね、なぜこの制度を入れたのか、この二点についてまずお聞きをしたいと思ひます。

○加藤政府参考人 先生言われましたように、今の林業・木材産業を取り巻く状況というのは大変厳しいわけでありまして、いろいろな政策について議論があるところでございます。我々としても、いろいろなことを含めて総合的な対策というものをとっていくことが必要だというふうに思

ているところでございます。例えば、木材の需要の拡大であるとか、先ほど申し上げましたような構造改革を進めるとか、そういうようなことに我々、助成措置も含めて、努力をしていきたいというふうにも思っているわけでございます。

しかしながら、融資という問題もあるわけでございまして、この融資をどうしていくかということにつきましては、実は関係団体とも意見交換をいたしまして、それからさらに、利用されている方々に対してアンケート調査というふうなこともいたしたわけでございます。そういう中で、方式が決められている、こういう特定の方式だけというところではなくて、それぞれの自分たちの実情に合った創意工夫できる形での融資というふうなものにしていくとか、あるいは林業だけではなくて木材産業も含めて考えてほしいとか、そういうような要望があったところでございます。そういうことも受けながら、我々としては、今回の改善資金の助成法の改正をしていただきたい、お願いしているところでございます。

事業者からの意見を聞いたのかということでございますけれども、我々としては、そういうことも手だてをしながら今回の案をつくってきたということでございます。

それから、銀行が本場にどうなのかというお話もございました。今まで都道府県だけで、直接の貸し付け方式ということであったわけでございましてけれども、借りられる方々から見ますと、日常的に取引関係のある金融機関の貸し付けということになるわけでございますし、今回、銀行は貸すのかということでございますけれども、機関保証を受けるというふうなこともできるようにしたいということも考えているところでございまして、こういう形になれば、今までより、より使いやすい形、追加をするわけでございますので、より使いやすい形になるというふうにも思っているところでございます。

○今田委員 今までもちよつと答えいただいたようにありますが、現場は、金融面よりも総合的

な対策、そういったものを強く望んでいるんですよ。それを具体的にどうやるんだということを引きつり示さないとなかなか将来が見えないということも言っているわけであります。この部分はどんなところでいろいろ検討されたのか。

総合的な施策ですね、そういったものをきつりと、関係者あるいは事業者、あるいはいろいろな方々がおるでしょう、そういった方々と、こういったものをどうこれから総合的な対策としてやっていくのかという問題について議論されたのかどうか、お聞きしたいと思います。

○北村副大臣 先生が今御指摘をされた総合的なと、まさしくそのとおりでありまして、金融関係だけ、融資制度等々を含めたそういうだけでは、この木材、川上から川下までがきちつとされないということとは、もうそのとおりであります。

そういう意味で、川上から川下までの関係からいいますと、とにかく国内の木材を使つてもらわなければならぬ。木材を使うことによって山を守っていくということになるわけでありますから、これがもう一番、それはもう先生には言わずもがなでありますので、まず国産材を使つてもらふためのその施策ということが一番大きくなる。そのためには、例えば、公共事業等々でいろいろな事業があるものを、まず国産材を使つてもらわなければ我が省としても採択はしないぐらいの、そのぐらいの覚悟で実は取り組んでおります。

あるいは、先般も総理からの指摘がありました。公共事業あるいは自然公園の中で擬木を使われているなんて、こんなことはあり得ない。擬木はすべてやめて、やはり国産材を使わせる、そういうこと。

あるいは、ツーバイフォー等々で国産材を使いたいのですが、例えば国土交通省の方の建築基準法に合わないとか、そういう問題がある。ですから、これは、国土交通省とのいろいろな連携の中で、国産材を使うためのそういう基準に変えてもらう、そういう連携をとっていく。

そして一番なのは、やはり品質がよくなければ

ならないという意味では、乾燥ということが非常に問題である。乾燥させる。

そういった施策を通じながら、まさしく今先生がおっしゃったとおり、今回の融資制度ばかりではなくて、総合的な施策を通じて、まず国産材を使つてもらう、こういうことに我が省は全力を挙げて取り組んでおられますし、私も、副大臣の会議でそれぞれの省庁に、国産材を使つてもらう、そのためにそれぞれの省庁でやれることは何なんだということをぜひ具体的に示してほしい、こういう申し入れ、そして、それもまたやろうということでも前に進ませていただいている、こういうことでございます。

○今田委員 今ほど国産材だの地域材だのと言っていますが、これはどっちなんですか。国産材なのか、地域材なのか。国際的には国産材というものを使つては悪いんだと言つておつて、地元では国産材という名前を使うと怒られるんだということと地域材ということを使っているのですが、どっちを使うのですか、これ。まず一点。

○加藤政府参考人 政策的に国産材だけを振興するということになりまして、WTOの問題が出てくるということがございまして、そういう点で、政策的にやつていくといったときに地域材という名称を使わせたいたるところでございまして、率直に申し上げれば、やはりそれぞれの地域の国産材をいかに使つていただくか、いかに振興していくかということをお我々としては考えているわけでございまして、地域材と思つておられるところと、地域材と言つております趣旨はそういうところだということで御理解をいただきたいというふうに思います。

○今田委員 そこで、地域材の利用拡大についてなんです、これはやはり縦割り行政の弊害なんですね。国土交通省からもらっている助成で物を建てる時には国産材を使わない、使わなくても何も言われない、それから、文部科学から助成をもらった等々についても何の指導もない、こういうことでありますね。

ところが、地元の関係者は、あの学校を建てたけれども国産材がほとんどだとか、あの公民館を建てたけれどもほとんど外材だとか、そういう声なんです。何で我々の木材を使つてもらえないんだ、あの木材を使つてもらえれば私はこの一年間生きられるんだというのが率直な意見なんです。そういうところをきつと、横の連絡といいますか、そういったものをやらないで、ただ言葉だけで、こういうことをやります、ああいうことをやりますと言つたつて、なかなか地元の方は納得いかないんですよ。

金を貸す制度そのものよりも、そういう制度をきちつとやつてもらえれば我々は十分生きられるんだ、こういうことを言っているわけです。

この点はどうなんですか。

○加藤政府参考人 国産材の利用につきましては、公共事業で使っていくこともございまして、それから各省庁の政策にもかかわってくるというところがあるわけでございまして、我々として、木材利用につきましての連絡会議を開いて、国産材を使つていただくということをお願いをしているところでございます。

ただ、それぞれの地域で地域材を使いたいというふうなことで御議論があるわけでございましてけれども、率直に言います、一方では、ちょうどそのときにうまく地域材が供給されないというふうな問題があるわけでございまして。これらにつきまして、我々、そういったことがないように、やはり改善すべきは改善していくということが必要だというふうに思っております。

例えば、大きな木がありまして、それを真ん中に、シンボリックに柱に使いたいというふうな話がございます、実はそれが乾燥された形で供給されるというものはうまく間に合わないというふうなこともあるわけでございまして、そういったものが供給されていくにはどういうふうにした方がいいのか。やはり情報交換等も密にならざる前の準備も図っていくことも必要ではないかということも思っております、そういう体制を整備し

この点について、ちよつと一点、お伺いします。

林業の問題というのは大変厳しいところにあり

デアをいただきましたので、今後検討という形でありますが、恐らく、当面イラクで起こってまいりますのは人道面での支援ということでありまし

て、食糧それから医療品等々が最初に出ていくことになるのではないかな。それから、その上で復旧の作業というのが出てまいらると思ひます。これに関連しましては、例えば以前に、日本の企業であつたりとか政府のODA等々でも、病院であつたり、それから発電所、変電所、いろいろな施設もつくつております。そういうことに對します復旧の二一ズが出てきた場合にはこたえていきたい。

その上で、また住居という問題であります、イラクの状況を見ますと、恐らく家はれんがづくりとかが石づくりとかが中心であつて、現地にそういった木材のものがふさわしいかどうか、こういうことも考慮した上で検討してまいることになるのではないかなと思ひます。

○山田(正)委員 現地で、確かに石材の組み合わせの住居のようですが、ただ、木がないからあるいは石材の利用ということも考えられますし、木があればそれなりに仮設住宅もできるはずですし、木による、いわゆる国産材、間伐材等々による海外支援、イラクに限らず、難民のいるところ、あるいは住居を必要とするところ、材木を必要としているところ、いっぱいあると思ひます。

今までのODA予算で、発電所とか、いわゆる商社と癒着した形でいろいろ、北方支援の問題でもいろいろありましたが、ああいった形じゃなくて、本当にその地域に必要な食とか住とか、そういったもので日本としてはこれから大いに、九千億からあるODA予算ですから、その中で、間伐材あるいは日本の木材のいわゆる有効支援といひますか、そういったものができないかどうか、ひとつ副大臣にお聞きしたいと思ひます。

○茂木副大臣 先ほど申し上げましたのは、例えば変電所におきまして、日本がやっているプロジェクトは、トランスであつたりとか切斷器という形でありまして、そんなのでかいものとは違ふ部分もありまして、必ずしも委員の御指摘とは違ふ側面もある。また、電力の供給であつたりとかライフラインの復旧、こういうことはイラクの国民にとつて大変重要なプロジェクトだ、私はこんなふうに感じております。

その上で、日本の木材を使うということでありますけれども、御案内のとおり、日本のODAの場合、例えば毛布を運ぶとか、そういう緊急援助の物資を支援することはあるわけでありまして、それ以外につきましては現物供与は行つておりません。支援をする資金を提供しまして、その資金によつてどういふものをつくつていくか、それは現地側の政府が決めるということになつてきまして、そうなつてきますと、例えば日本から運ぶ上での木材の内外の価格差とか、それからさらに輸送コスト、こういうことも考慮した上で決められるものだと思つております。

○山田(正)委員 資金を提供して向こうで購入してもらつとか、それがODA予算だ、その資金の中で日本の発電所プラントを買つてもらつたりいろいろなことがなされていくようですが、私が言つてゐるのはそうではなくて、国内で本当に困つてゐる、国土保全のために林業は必要である、国にとつて山を守らなければならぬ、そういう国内的必要から、いわゆる間伐材並びに丸太材、製材、そういったものをODA予算の中で法的にできるかできないか、それだけで結構ですが、お答えいただきたい。

○茂木副大臣 開発途上国におきまして環境問題への取り組みは非常に重要だと思つておりまして、ODAをやつていく上で環境問題の改善も大きなテーマだと思つております。

ただ、現物供与という形になりますと、それは行いにくいのが現状であります。現物供与という形だといひにくいということでありまして、

○山田(正)委員 行いにくいということは、やればやれるということなのかどうか。イエスかノーでお答えいただきたい。

○茂木副大臣 イエス、ノーで答えるというのは非常に難しい質問もありまして、例えば先ほど申し上げた物資の緊急援助にしまして、さまざまな組み合わせの中で捻出をする、こういう形であ

ります。ただ、現物供与を間伐材で行うということになりますと、先ほど申し上げたように、実際に輸送のコストであつたりとか内外の価格差、こういうものを踏まえて現地でまず二一ズがあるか。二一ズベースでありますから、その二一ズがあるという前提に立つた場合どう検討するか、そういうステップになつてくると思ひます。

○山田(正)委員 現地に二一ズがあるかどうか、その運送コストが幾らどうかかということとはODA予算で、住ですから、当然のこと、現地の二一ズはあるはずなんです。

ただ、それを、法的に現物であつてはならないという規定があるのかないのか、そういう法律があるのか、あるいは規則があるのかどうか。規則があれば、それは外務省で当然、外務大臣の意向で変えられるし、既に現物でやつてゐる衣類とかそういうものがあるんだつたら、木材においてもできるはずで、法的にそれができるのかできないのか、可能か可能でないか。それだけ答えてもらへばいいので、あと何もぐちゃぐちゃ言つてもらふ必要はないわけだ。

○茂木副大臣 委員もよく御案内の上で御質問いただいてゐるんだと思ひますけれども、このODAの場合は、途上国の開発のための自助努力を支援する、これが基本的な線でありまして、それに沿つてゐるか沿つてゐないか、そういうことから当然判断される問題です。

○山田(正)委員 いわゆる開発途上国で、言つてみればすぐに住が欲しい、例えばイラクにしてもどこにしても、そういう需要はだれが考えても考へられる。そうであれば、それに対して日本政府がやろうと思へばできる、今の法律の建前で、それでいいわけでしょう。もう余り時間がないので、私、ほかに質問をいろいろ考へてゐるので、それだけ答えてもらへばいいんです。

○茂木副大臣 丁寧に説明をしないとわかりにくいかなと思ひますけれども。

ですから、我が国のODAの場合、先ほど申し上げましたように、途上国開発のための自助努力

を支援する、このことが基本にあります。その一方で、先ほど委員から再三御質問いただいておりますので、環境問題の改善であつたりとか社会資本の充実、こういったものもその課題の中には入つてくると思われまふ。

ただ、この進め方のプロセスでありますけれども、あくまで途上国の要請を受けて、そして途上国の二一ズに沿つて行つていく、こういう形であります。ですから、間伐材を使うとなると、本当に途上国として、内外価格差も考え、さらには輸送コストも考え、そういう二一ズが出てくるかという、非常にそれは難しいのではないかなと思ひます。

○山田(正)委員 結構です。今の茂木副大臣、外務省の考え方としては、途上国の二一ズがあればやらないことはないということと理解いたします。そのような、大変難しいというような言い方だけれども、やらないことはないという答弁でしたので。

とすれば、農水大臣にお聞きしたいんですが、まさに農水大臣は林業の責任者でもあります。その中で、間伐材の利用、こういつた中に、私が知る限りいろいろところで木材は必要としている。ところが、二一ズがないから外務省がやらな

いと言ふ。そうすれば、農水省、出先の領事館にも農水出身の連中が随分ゐるわけですから、各国、そういった実情、二一ズを掌握して、そして、これから先、間伐材及び丸太材、製材等々、これを国内の森林保全のためにひとつ海外援助として活用させたい、そういう意向はないかあるか。ひとつそれだけ簡単にお答えいただきたい。

○亀井国務大臣 いろいろの状況があるかと思ひます。現実には、間伐材、我が国の森林の置かれております状況を考えますときに、総合的にいろいろ考へていくことが必要じゃなからうか、こう思ひます。

○山田(正)委員 総合的にとはどういう意味ですか。簡便に答えていただきたい。

○亀井国務大臣 いろいろの問題点もあらうかと

思いですが、海外の状況、そういうものを調査し、また、我が国の森林の状況、こういうものを十分考えなければならぬわけでありますから、そういう点をも考慮して考えていく、こういうことであります。

○山田(正)委員 どういう問題点があるんですか。ただ向こうの需要があるかどうかを調べて、それがあれば、国内の森林保全のためにも、丸太木材を、ODA予算、もしODA予算じゃなければ海外支援、そういう形でやるうじやないか、そういう努力をしようとする気持ちがあるのかなのか。それだけを聞いているわけです。

○亀井国務大臣 その努力はしてまいりたい、こう思います。

○山田(正)委員 実は、間伐材の利用でいろいろ考えたときに、一番有効な利用としては、これからバイオマス発電じゃないか、そう考えたわけですが、そのバイオマス発電について少し簡単に、きょう、経済産業省さん、来ていませんでしたか。はい、ではどうぞ。

○小平委員長 山田委員、質問は。

○山田(正)委員 いわゆる新エネルギー特別措置法というんですか、RPS法というのができましたが、それについて、バイオマス発電をどういうふうに経済産業省は考えているか。それを、簡単でいいですから、余り時間ありませんので。

○高市副大臣 新エネルギーの利用等の促進に関する特別措置法、これは、去年からバイオマスを新エネルギーとして位置づけをしまして、バイオマスに係る技術開発ですとか実証実験の予算を計上いたしました。また、バイオマスエネルギーの利用に取り組みむ地方公共団体、事業者に対する支援措置も講じてきたところですが、大変重要なものと考えております。

○山田(正)委員 私の調べたところ、RPS法案で、二〇一〇年までに国内需要の一・三五%ですか、百二十二億キロワットアワー、これをバイオマス発電で賄う。そうすると、住居世帯にして長崎県と佐賀県の人口を合わせたぐらいの電力の需

要をバイオマスで賄う、そういう感じになるんじゃないか、そう思っておるんです。

その中で、太陽光ですと一キロワット当たり四十六円から六十六円、風力ですと九円から十四円、バイオマスですと七円から二十一円。そうすると、それをそれだけ電力会社がやらなきゃいけないという法律ができたとしたら、これからバイオマス発電を有効可能、これが一番安い電力を環境に優しくできるのではないかと。

そうすると、それに対して、私が経済産業副大臣に聞きたかったのは、どのようにしてバイオマス発電を助成あるいは育成しようと考えているか。その具体的な方策があるのかないのか。それをお聞きしたい。

○高市副大臣 まずは、RPS法に基づきますバイオマス発電設備の設備認定を円滑に進めるということで、このバイオマス発電のスムーズな導入、拡大に努力をするということですが、

そのほかに、地方公共団体でバイオマスエネルギーをつくり出していくというところ、いろいろなプラランを立てていただきますと、プラランを立てる段階、それから実証実験の段階、それから事業化、実際の工事の段階でさまざまな補助事業がございます。補助金がついております。

○山田(正)委員 ことしから秋田県の能代でバイオマス発電が始まりました。それについて、例えば二分の一助成、これは国が行うということになっておりますが、経済産業省は、これから先のいろいろなところでバイオマス発電が起ることによって、そういう具体的な助成をやっていく用意があるのかないのか。それだけ。

○高市副大臣 大体五つほどの、先ほど申し上げましたようなそれぞれの段階に応じた補助金を出しております。特に、新エネルギー事業者支援対策事業というのについては、今年度もかなりの予算額がついております。(発言する者あり) ○山田(正)委員 今、質問がありました。質問じゃないか、ちよつと外野席から話しかけられました。

いわゆる民間が森林地域においてバイオマス発電を事業としてやり、それを売電する。そういうことにも、例えば、太陽光発電で各家庭で屋根にソーラーを設置するときの助成とか、太陽光発電に対して民間等もほとんど助成しています。そういう用意が、例えば小さなバイオマス発電を林野地域でやる場合に、考えておるのか、それはできないのかどうか。

○高市副大臣 民間の取り組みに関しまして、新エネ法に基づき認定を受けた計画に従って新エネルギーを導入する先進的な事業者に対し、事業費の一部を補助する。補助率三分の一以内ということで、平成十五年度、三百八十八億二千万円予算がついております。

○山田(正)委員 農水副大臣にお聞きしたいんですが、このバイオマス発電について、農水省として、これから先、林業政策の位置づけとして、私は、実際、もうこれしかないんじゃないかなというぐらいにちよつと考えているところなんです。これについて、どういう考えで、どういう取り組みをするつもりか、お聞きしたいと思っております。

○北村副大臣 山田委員から、先ほど秋田県の例を出されました。これも、林野庁の方がこれにかかわってきたわけでありまして。

そういう点を含めると、特に、木材を使った後の残材等々というのは結構出るものですから、それらを使つて発電というふうなものには非常に効果があると考えておりまして、そういうものをまず積極的に推進をしていく。

そのためには、そういう残材を効率よく集めてきたり、あるいはこれを運搬したりという、そういう機械等々に積極的にまたこれも支援をしていく、あるいは木質のバイオマスエネルギーの利用施設等々の整備を促進していく、これが我が省の考え方でありまして。

○山田(正)委員 確かに、山の間伐材を伐採して道路まで運ぶ費用等については、日当として一人当たり一万五千円から一万二千元ぐらいの補助が出るようですから、その後、山際、道路まで運ば

れた間伐材、山の残材、それを小さなバイオマス発電所まで運ぶ経費等についての助成が出れば、今の電力に十分見合うだけのコストでバイオマス発電ができる、それは十分考えられますので、それについて、ひとつ副大臣、鋭意検討していただいて、バイオマス発電でもって間伐材あるいは山の残材を利用し、そして山の育成を図る、そういう方向での検討をぜひお願いしたい、そう考えております。

○北村副大臣 今の木質バイオマスエネルギー利用促進事業の中に、今委員が御指摘をされた機械等々についてきちつと補助をする事業がございます。もうやつておりますので、これをできるだけ活用するようまたPRもしていきたい、このように思います。

○山田(正)委員 いわゆる現場で碎いてチップ状にして持つてくることについての助成は、調べましたのでわかりましたが、さらに運搬までやつていただけるように、これ以上もう時間がないので聞きますが、そこまで考えてやつていただければと。

次に、実は、私がきょうここに持つてきたのは、木質を利用したいわゆるペレット、材木、間伐材等で作った燃料なんです。ペレット状になっております。これを石油ストーブとかいろいろな燃料に使う、そうすると、どうやらこれは比較的安くできる。例えば岩手県の例でいきますと、一キロ二十五円です。石油が一キロ二十円ですから、もう少しいろいろな助成をするならば、もっと簡単に、そして安くこれはできるんじゃないか。そして、これを、いわゆる化石燃料、石油とかガスにかわつて、家庭用のストーブでも十分利用できるし、もう少し検討を加えれば、あるいは少し助成していただければ、いわゆる競争力もあるんじゃないか。そういうところで、これをぜひ考えていただけないか、そう考えております。それで、まだ時間があるようですから、では、このペレットの問題はもう省略いたします。次に、こういった木質バイオマス発電で大事な

のは廃材の利用なんですが、実は、島で、新建築法、建築リサイクル法ができてから、大変困っております。

どういうふうに困っておるかといいますと、今まで、家を解いた、古い家を解くわけですが、解いたからにはそれ庭先にずっと並べておくとか、そして解いた木材というのは、どこか家の屋敷に片づけて置いておくわけですが、そうしておくと、実は、町役場からあるいは県の出先から来てやかましく怒られる、これを片づけないとい。そして、これをいわゆる再処分場、処理場に持っていくかきやいけない。そういうことになる、島ですと、それをコンテナに積んで、本土のいわゆる焼却場あるいは再処理場まで運ばなきゃいけない、そういう大変な問題を抱えておるわけです。

そういう意味で、離島における廃材、そういったものの利用もぜひ考えていただきたいと思うんですが、また、離島において特別措置がないのかどうか。建設関係の人を呼んでいなかっただけかな、呼んでいませんでした。では、農水副大臣で結構ですが、バイオマス発電でのそういう廃材の利用。

○小平委員長 時間がないので簡潔に。

○北村副大臣 先ほど委員から御指摘のありました残材あるいは間伐材も廃材も同じでございまして、離島でペレットにするだとか、そういうようなことが可能であれば、そういうことを我が省として支援できるものについては積極的に支援をしてまいりたい、このように思います。

○山田(正)委員 時間厳守と言われております、もう一点だけですが、農水大臣にお聞きしたいと思っております。

間伐材の利用なんです、この中で、例えば私の選挙区である対馬のある町でもって、間伐材を利用して、いわゆる魚礁を間伐材だけで組み立てて、それを町が補助金を出そうとしたら、これは耐用年数が何年もたないから公共事業として補助金を出せない、そう言われたわけなんです。

ところが、浜を回っていますと、すぐ山林があるわけですから、しば漬けといつて、山林の木の枝等を海につけてそこに産卵させたり、天然材による魚礁というのは大変大事で、昔からやられてきたことなんです。

ところが、これまでコンクリートの魚礁しか認めてきていない、天然石の魚礁しか。そういった意味で、木材だけでいわゆる魚礁を組み立て……○小平委員長 山田委員、時間が来ましたので、簡潔に質問してください。

○山田(正)委員 はい。

そういったことに対して、ひとつどういう考えかどうか、それだけ聞いて私の質問を終わります。

○亀井国務大臣 御指摘の件、大変集魚効果がある、このようなことは承知しております。しかし、御指摘の耐久性の問題等々あるわけでありまして、十三年度に魚礁における間伐材活用調査を行いまして、十五年度からモデル事業を実施いたしました、この面、間伐材の魚礁への活用に積極的に取り組んでまいりたい、こう思っております。

○山田(正)委員 終わります。

○小平委員長 次に、中林よし子君。

○中林委員 ちょうど二年前の森林・林業基本法、そこでの審議の際、私、今、林業事業所などが赤字経営の中でいかに大変な事態になっているのかということなど、そういう実態を明らかにしてまいりました。

したがって、国による明確な木材自給率、この数値目標、それが要なんだろうということも指摘して審議をしたわけですが、いろいろな理由で自給率の数値目標というのは計画の中にも盛り込んでいないわけなんです。そのときの審議の際の参考人の方々も、口をそろえて数値目標は必要だ、こう言っていたわけなんです。

政府がこの法律の成立後閣議決定した森林・林業基本計画の中で、国産材利用、これを二〇一〇年までに二五%、当時、一九九九年に二〇%だったのを二五%にするんだ、こういう決定をされて

いるわけですが、しかし、現在、その二〇%がさらに下がって一九%になっているという事態なんです、なぜこういうふうに下がってきているんでしょうか。

○加藤政府参考人 今、お話にありましたように、森林・林業基本計画におきましては、平成二十二年に二千五百万立方の木材供給、それを利用していくというようなことで計画をいたしているところでございますが、実績で見えてまいりますと、お話がございましたとおり、今のところ、供給量についても低下をきていているというのが実態でございます。

このことにつきましては、やはり木材の総需要量自体が、今の住宅着工量等が減っているという中で減ってきておりまして、また、パルプ、チップ用材等につきましても減ってきているという全体としての減少傾向があるということがございまして、同時に、木材の需要構造が変わってきています。先ほどお話ししたように、例えば乾燥材、品質の安定した木材が欲しいという中で、例えば欧州材の集成材というふうなものが入ってきているという状況もございまして、結果として国産材の供給量が減少し、自給率につきましても一%落ちてきているというのが実態でございます。

○中林委員 総需要量が下がっているというのは全く理由にならないんですね。要するに、全体の中で、国産と輸入との比較というか、その割合の問題ですか。

だから、そういう意味では、品質の問題などを今理由に挙げられたんだけど、しかし、この基本法をつくった以上、やはり、地域材だとか国産材、いろいろな言い方はあるにしても、国内の材を使っていくという施策が出た以上、本来ならば、そこがもっときつちりとやられているならば、こういうふうな下がるはずがない。だから、その努力がまだまだ足りないということのあかしだと指摘しておきたいというふうに思います。

大臣、私はぜひ大臣の見解をお聞きしたいと思うんですけども、日本の国土に占める森林面積というのは世界で第七位なんです、割合の高い比率から考えて、そのぐらい森林の面積比率というのは高い。森林資源の蓄積量、山にある木材の蓄積量も、この基本法を審議したときには三十八億立米と言われていたんですね。毎年、人工林中心ですけれども八千万立米蓄積が進んでいるということになると、あれから二年ですから、単純に計算すると三十九億六千万立方メートル、これだけの蓄積量がある、四十億立米ぐらいあるというふうに見えるんですね。そうすると、年間の需要量からいえば、一億立米とか九千万立米とか言われているわけですから、実際は自給率は相当上がっている。しかし、自給率一九%だと。全く不思議な国の一つだ、こう言われても不思議はないというふうに思います。

だから、そういう意味では、先ほどから国産材の利用、こう言われて、そこが決定的になるというふうには私は思うんですけども、しかし、あの森林・林業基本法を審議したときに、この数値目標というのは本当に挙げてほしいんだ、こういうことが林業関係者や研究者や組合の方などからこもこも語られました。改めて、今からでも私は遅くないと思うんですけども、少なくとも、いきなり七割にしろ、八割にしろとは言いませんけれども、せめて四割とか五割、こういう目標を立てるおつもりはありませんか。

(委員長退席、鮫島委員長代理着席)

○亀井国務大臣 いろいろ計画を持って進めておるわけでありまして、木材の利用の推進あるいは木材産業の構造改革、また木材利用の意義や木材のよさ、あるいは普及開発、住宅、公共施設等、地域材利用促進、あるいは木質バイオマスエネルギーの利用等々、需要の開拓にさらに一層努力をしなければなりません、今回、木材産業の構造改革、こういう面で、加工施設の高度化や流通の合理化、そして都道府県等々とも懸命な連携をとり、まず、当初立てましたこの目標が達成される

ような、当面その努力をすることが一番重要なことだ、このように考えております。

○中林委員 私、自給率目標設定のことをお伺いしたんです。次に、その国産材利用目標というのは基本計画の中に立ててあるもので、それに具体的などうなさるおつもりなのかというものは、今そこの答弁の方が先に立ちましたもので、それからあれですけども、自給率目標、これはやはり掲げないと、国産材の利用目標だって達成できないというふうに思うんです。それは考えるつもりがあるのかないのか、そこを聞いていたんですよ、大臣。——大臣に聞いていたんですけれども。

○加藤政府参考人 自給率の問題でございましてけれども、森林・林業基本法の議論の中でもあったところでございまして、今回の森林・林業基本計画では二千万立方という目標を掲げておるわけでございまして、総需要量を一応の試算を出しているわけでございまして、自給率というものはおのずからわかるという形になっているわけでございまして。

先ほど四割、五割というお話がございましたけれども、やはり今の我が国の森林状況の中で、まだまだ間伐をしていかなければいけない、さらには、人工林につきましても長伐期化、複層林化をやつていかなければいけない。そういう中で、木材供給がどうなってくるかということを考えて二千万立方という目標を立てているところでございまして、今の実態の中では、先ほど御指摘がございましたように、それが下がりぎみの傾向になっているというところでございまして、けれども、我々としては、この二千万立方の達成を目指していくことがまず大事だというふうに思っているところでございます。

○中林委員 総需要からその二千万立方で計算すれば、一億とすれば二五%というのが自給率目標だと思ふんですけれども、これが二〇一〇年目標なら余りにもやはり低過ぎるというふうに思うんです。

だから、今の山の蓄積量、それから毎年毎年蓄積していく、そういうものから考えると、非常にささやかな目標値しかやっていると、非常にしやらないと思うんですけれども、きょうずっと審議をしていく中で、これだけ国産材の利用というものがテーマになっているんです。そこをどうしていくのか。全然進んでいないというふうには私は、その後実際に下がってきているわけですから。そうすると、やはり輸入材の方が優先的に使われている、そこをどうやって国策でそれに歯どめをかけていくかということになると、国産材の利用のために、今のぐらいの手だてではだめだ、もっと踏み込んだ、本当に抜本的な政策実現が求められているというふうに私は思います。

そこで、前回のときもこの国産材利用の問題を言ってきたわけです。そこで、きょう、文部科学にきていただいているわけですが、日本の学校校舎、幼稚園、小中高、いろいろあるわけですが、けれども、ここがずっと木造にかわれば物すごい需要量になるというふうには私は思うんですけれども、近年五年間、どのぐらいの変化が生じているのかお答えいただきたいと思ひます。

○河村副大臣 お答えいたします。木造で整備をされた学校の割合でございまして、平成九年度は全事業量の三・六%、約五万四千平米、平成十三年度になりまして五・九%、それから平成十四年度が六・七%、八万一千平米と増加をいたしております。

〔岐阜委員長代理退席、委員長着席〕

○中林委員 確かに二倍近い伸びだろというふうな思ふんです。しかし、たかが六・七%です。もうこれではお話にならないんじゃないかと思ふんです。大臣、校舎一校木造にすれば、秋田の能代の一年分の秋田杉の需要に匹敵する、このくらいインパクトあるんです。校舎というものは、だから、ここでどう進めていくかということが非常に重要なテーマになるというふうに思ひます。

す。そこで、特に、東京を初めとする大都会、ここ一気に進めば、私は相当進んでいくんじゃないかと思ふんですけれども、文部科学省としては、その辺の計画はおありですか。

○河村副大臣 お話のとおりでありまして、東京の実情を調べますと、平成十三年度に四千平米やつておりますが、これは一校だけなんです。非常に私も、木造校舎は、最近、地方の、田舎といいますが、そういうところはそばに木がありまして、それから割と使われるんですが、都会がだめだ、こういうことであります。

それで、調べてみますと、やはり防火地帯に当たると、建築基準法の関係、やはりこういうものに突き当たってまいりますので、その辺も踏まえてやらなきゃなりません。ただ、防火地帯であろうと、室内は、これもそうでありまして、室内にできるだけ木を使うということで、そういう点では、既によう小中学校の学校は、九割以上は必ず木材を使うようにということになっております。

問題はやはりその辺にもあるわけでございまして、できるだけ学校が木であるということが必要だ、私もそう思っております。

○中林委員 がつくりしてしまつて、東京、一校ですか。はい、わかりました。それで、ここに「温かみと潤いのある学習環境の創出」ということで林野庁が出しているものがあるわけですが、木材を利用した学校施設の整備がいかに子供たちにとっていいのかという、すばらしいパンフレットがございまして。

今、防火、耐火の問題も、それがネックになっているんだというお話があったんですけれども、そこも国土交通省の建築基準法が変わつて、随分そこはクリアできているんだというふうなことでも述べております。したがって、建て方によれば大都会で十分対応できると。今副大臣もおっしゃっていただきましたけれども、全体じゃなくても内装だけでもとか、いろいろな使い方、それは工夫ができると思ひます。

基本法質疑のときにこの提案をやったときに、前農水大臣がこう答弁しております。「文部省においても、もっと木造校舎について年次計画をつくつてもやつてもらえるようなそういう努力をしていただきたいと思います」と言っているんです。副大臣、そういう依頼を林野庁の方から受けたのか、そして年次計画は立てて進めていくとされるのか、その点明らかにしてください。

○河村副大臣 木造校舎の推進ということで、文部科学省も、あの大連の国会審議等も受けまして、早速林野庁とも連携をとつて、木材利用の推進ということで、このことも積極的に検討をやつてまいりましたし、また副大臣会議でもこのことが提案をされて、これは文部科学省だけじゃなくて、各省庁、建築物を建てるときには木材を使うことの申し合わせもしたようなわけでございまして。

そこで、今御説明のようなパンフレット等もいただいておりますし、そういうものを、講習会等も開催をして周知徹底するようにということもいたしておるわけでございまして。

ただ、年次計画的にということになりますと、これはそれぞれ学校の、もちろん木材を大いに利用してもらいたいということの通達はあるわけですが、具体的な計画になりますと、各市町村長さん方の計画あるいは教育委員会の計画、これにのつとていくものでありますから、文部科学省がこれを、年次計画を立てて、こうというところまで現実についていないわけでございまして。

○中林委員 私は本当に、国産材の利用ということになれば、目に見えた形が地域に出れば、このパンフレット見ただけでも、すごい、すばらしい学校だと思ふんです。外観から見ただけで、あ自分たちの地域材使われているなというふうになれば、先ほどからの審議でも明らかに進んでいるんですけれども、本当に目に見える形で進めてもらわないと、従前やっていたところの方が倍

ぐらいになっているからということで決して満足はいかないというふうに思いますね。

やはり日本文化にふさわしいやり方、そして今林業家の方々が大変苦勞されている、そこをクリアしていくためには、今学校施設を言いましたけれども、そのほか、公共施設というのはたくさんあるわけですから、そこをぜひ林野庁としても一層進めていただきたいし、それから文部科学の方に、大都会ですよ、これだけたくさん学校があるんですから、そこでせめて一割くらい引き上げるだけでも相当違っていくだろうというふうに思いますので、ぜひそれは進めていただきたいということをお願いしておきたいとします。

次に進んでいきたいとします。

実は私も、この間いろいろと林業家の方々と話したり、もう大変皆さん困っておられる、その中で、こんなにすばらしい一般住宅が国産材で建てられるのに、どうしてそれが国民全体に広がっていかないので、輸入材に押されてしまうのかというところをお伺いすれば、大手の住宅メーカーはモデルハウスを建てるだけの財力があるんだ、しかし、私たちもモデルハウスのものをつくりたいと思うんだけど、とてもとても、小さな森林組合などではそんなものは建てられないよとおっしゃるんですね。

だから、そういう意味では、本当に今、民間の林業家あるいは森林組合の地域の方々、大変御苦勞されて、これが一般住宅にずっと広がっていくけば、すばらしいということがわかっていくわけですよ。だから、そのところをぜひ、今林野庁としても、顔の見える木材で家づくり推進事業というのを立てておられるわけですが、こういう森林組合などがモデルハウスをつくりたいというようににも相当の支援をしていただく、そういうことができますか。

○加藤政府参考人 今お話がございましたように、国産材の住宅、大工、工務店で建てていただく住宅につきましては、そういったものがモデル的に見えないというところが問題として一

つあるわけございまして、そういう点で、木造住宅を普及啓発していくということの意味を考えますと、モデル住宅を建てることも必要ではないかということで、平成七年度以降、そういうことに取り組んできたところでございます。

また、今回の十五年度予算におきましても、森林所有者から住宅生産者までの関係者が一体となつて取り組む、顔の見える木材で家づくりというのを進めていきたいと考えておりまして、その中の事業の一つとして、モデル住宅の整備に取り組むということを考えているところでござい

ます。こういうものを活用していただいて、大工、工務店におきましても、国産材住宅が消費者の方々に見えるような格好になっていくということができたかなと思っております。

○中林委員 PRとすれば、やはりじかに触れていただくということが一番実感でき、いいPRの方法だと思っておりますので、ぜひ予算的にもうんとふやして頑張っていたきたいというふうに思っています。

次に、やはり木質バイオマスの利用問題です。先ほどからいろいろ出てきております。これは相当、経済産業省を初め、バイオマス・ニッポン総合戦略ということをや仰々しく立てて進めている段階だということに思います。

このバイオマス、持続的エネルギー、再生可能な資源ということではいろいろなもの検討されているわけですが、年間発生量が約千五百万トンの木質バイオマスのもとがある。ただ、間伐材など林地残材がほとんど未利用になっているということや、それから建設のときに発生する木材、これも約六割が未利用になっているわけですね。ここをどう活用していくかということなんです。

特に林地残材の利用、先ほど山田議員の方からも指摘があったんですけども、林業事業者の負担、これがどうしても出てくるというんです。先ほど運搬についての負担を軽減する措置をとる

のかどうかというのにはお答えがなかったわけですね、全体としては何とかやりたい、機械などというような答弁はあったわけですが、

では、先ほどから副大臣がお答えになっているようにございまして、この点については、やはり運搬、山から出す、それについてはどうされるか。

○北村副大臣 先生の御意見の中にありました運搬、実質、運搬にこれをするかどうかということ非常に難しいな、こう思います。ただ、運搬する機械、あるいは、先ほど委員から御質問ありました、運搬しやすいように林地残材をペレット状にするとか、そういう機械等々については、これは積極的に支援をしてまいりたい、このように思っております。

○中林委員 そうなると、やはり林地残材を利用するというのは今でも進められていないんでしよう。このバイオマスエネルギーなどがやると今緒についたばかりということもあるんでしようけれども、しかし、本気でその活用をさせようと思つと、今のような答弁では、私、納得できない。やはり負担軽減のためにそれ相当の覚悟をやつていただいて、そして、そうすれば山だつて育つようになるというふうに思います。ぜひそこは強い要望として強調しておきたいとします。

最後ですけれども、実は、木質バイオマス利用の新たな技術開発に対してですけども、木質バイオマスのうち、製材工場等の廃材、木くず、これが九割以上が端材の形でボイラー燃料ということで焼却されているわけですね。これが利用できないかということなんです。

今、この焼却の問題は、ダイオキシン法の対策で八百度以上ないといかないところ、小規模の製材所なんかはそれに対応しなきゃいけないということで大変苦勞されているということなんです。

私、中国ブロック選出ですから地元岡山県、その真庭地域の真庭地区木材組合、その事務局の山下さんから再三要望が来ております。何とか

製材所から出るチップを利用できないかという強い要望です。もちろん私もダイオキシン対策を否定するものではありません。やらなきゃいけないと思つてるところなんです。ただ、その利用の方法として、この真庭地区の木材組合とすれば、都市ごみ焼却の助燃材として活用できないかというふうに言っております。

この人の要望書を読みますと、「木材木皮には不思議な力があります。この力を都市ごみ焼却の助燃材として利用するならば、全国で膨大な費用と油の節約になるばかりでなく、農山村の活性化と雇用の増進に大きく貢献します。」と言っているんですね。そして、「環境省では木材の利用を研究されず、油を大量消費する大型焼却炉を勧めております。そして、ごみの広範囲収集を行い八百度以上の高温を持続して燃やすよう指示されておりますが、国力が低下しつつあるとき、住民に大きな負担を永久に強いことになりま

す。木材の不思議な力を証明するには、国が県の研究機関の調査でなければ社会が信じてくれません。」ということ、こういうダイオキシン検査費用等かかるけれども、例えば、この地域の勝山木材加工技術センター、超小型炉三基、ここで実験してもらえないだろうかというように提起をしているわけですね。

○飯島政府参考人 お答えいたします。

今委員から御質問ございました真庭地区の木材組合のお話、私も承っております。

それで、その御提案の中に、市町村のごみ焼却施設の助燃材として使えないかということだと思ふんですが、現在のごみ焼却施設の助燃材は、多くのところで重油が使われております。これはもちろんずっと使っているわけではなくて、カロリーが下がったとき、立ち上げのとき、こういったときに使われるわけでありまして。一般に、木材木くずは重油と比べてカロリーが大変低くなっておりますので、そのままでは難しいわけですが、これも、新燃料としての技術開発が進んだ上で、重油に代替できるような、そういう能力が証明されれば、助燃材として利用が進むということも当然考えられます。

なお、助燃材だけでなく、例えば製鉄所の転炉の還元材としての利用という、いろいろな技術開発の弾がございますので、環境省が持っております廃棄物処理等科学研究費という競争的研究資金で第三者の専門機関が審査を行なうシステムがございますので、こういったものに応募していただければ、第三者的な審査がなされるというふうに考えているところでございます。

○中林委員 私、もう一度この真庭地区のところへ行つて、今言われたところへ申請してやつてもらふよう要求します。

ぜひ、お墨つきをいただいて、そういう活用ができるように、これは農林水産省としても喜ばしい話なんです。だから、それはあえて、もう時間が来たので大臣の答弁はいただきませんけれども、小規模の製材所なんかは、こういう形で本当に苦勞しながら、それでも何とか地域のお役に立ちたいということで頑張っておりますので、ぜひ、国産材の利用促進の一端として、環境省と一緒に、縦割りでやらないで、有効的な相互の連携をとりながら進めていただくことを要望して、私の質問を終わります。

○小平委員長 次に、山口わか子君。
○山口(わ)委員 社会民主党の山口わか子です。

今回、森林法の一部改正案が提案されたわけですが、今回の改正では、森林整備事業と治山事業の一体的推進を図ることになっておりますが、これは当然のことだというふうに思っています。

本来ならば、平成十三年の森林・林業基本法と一体のものとして改正していかなければいけなかったわけですが、今まで本当に森林の整備が非常におくれてきておりますし、治山事業も遅々として進んでいない中で、この法律改正によつて今後どう具体的に事業の推進を図られていくつもりなのか、大臣からお答えいただきたいと思ひます。

○亀井国務大臣 今回の法改正は、森林・林業基本法の考えを受けて、森林の整備と保全に係る主要な施策である森林整備事業と治山事業に関する公共事業計画の統合等の措置を講じるものでありまして、平成十三年当時は、森林整備事業計画及び治山事業計画とも平成十五年度までを計画期間として策定されたことから、まず、両事業について、重視すべき機能に依じた森林の三分区に即しそれぞれ再編すること等により、基本法の考えを踏まえた事業展開を図っていくこと、このようにしたわけでありまして。

○山口(わ)委員 今回の御説明ではよくわかりませんが、その目標はどうなのかわかりませんが、御説明いただいたことがあったんですが、すごく総論的なお答えでよくわからないわけですが。

例えば、治山事業をこれから進めていくということになるわけですね。七カ年計画で進めていくことになるわけですが、山の災害危険区域域というのは非常に多いんですが、山の災害危険区域域というふうに思っています。この危険区域の現状は一体どうなっているのか、あるいはその着手率は、現状がどうなっているのか、それをどうこれから政策の中で解決していくつもりなのか、聞かせていただきたいと思います。

○加藤政府参考人 山地災害危険地区につきまして

では、山腹の崩壊であるとか、地すべりであるとか、土砂の流出等によりまして、学校、病院、道路等の公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある地区ということで、地形、地質の特性等から見てその崩壊等の危険が高いものを調査把握しているところでございまして、平成十三年度末で全国に約二十三万地区でございます。

これらの山地災害危険地区につきましては、治山事業を施行して整備していくということで考えているところでございますが、着手率というお話がございました。平成十三年度末現在で申し上げますと、着手率は四三%というところでございまして、我々としてはこれを計画的に整備していきたいと考えているところでございます。

○山口(わ)委員 今伺いますと、着手率が約半分にもならないということですが、国有林はそれでもまあ半分以下になっていないかと思ふんですが、やはりこういうことは非常に大事なことで、今までこんなには起っていないかと思ふんですが、災害が現実には起こっているわけですね。私どもの方でも山火事が随分ありましたし、地すべりもありましたし、そのためにやはり民家が災害を受けているわけですから、これは非常に大事なことで、たぶん思うんですね。

なぜこれだけ災害危険地域が多いかということになりますと、これは、私は、森林整備がやはりきちんとできていないことに大きな原因があると思つていて、そういう意味でも、森林整備をどう具体的にこれから進めていけるのか。今までできなかった部分もありますし、そのことが非常に大事になってくるというふうに思ふんですね。

今までは、林業を主として、やはり採算ベースに乗るようになっていかなければ森林整備もきちつとできないということもありまして、これからは多面的機能を持続的に発揮するという政策に変わつたわけですから、国の責任としてこれから森林整備、とりわけ森林の保全をどう具体的に進めてい

かれるのか。これは非常に大事なことで、思ふますので、その具体的な方策がありましたらお答えいただきたい。

○加藤政府参考人 森林の多面的機能を持続的に発揮していかなくないということ、森林・林業基本法を、林業基本法を改正して策定していただけたわけでございます。

そういう中で、我々としては、それを行つていくためには林業の振興も図つていかなければいけない、やはり林業の健全な発展、持続的な発展があるという中で森林整備が進められていくということも考えていかなければいけないと思つていて、ぜひ、我々としては、今の状況でいけば問題認識を持たざるを得ないわけでございます。

公益的機能の発揮に対する要請が高い森林については治山事業でやるか、これはある意味では公的にやるということでございますが、そういった形とか、緑資源公団とか林業公社というようなことも含めまして、公的関与による森林整備を進めていくことも必要ではないかと思つていて、ところでございます。

いづれにしても、森林・林業基本法ができて三分区をし、それぞれの機能を発揮する森林事業を適切に行つていきたいと思います。今申し上げましたようなことも含めて、それを進めていきたいと思います。

○山口(わ)委員 予算がないということが多分あるというふうに思ふますし、森林の整備に予算をつけたらいいことは確かですが、大変なことですが、大分頑張つていただけたということもあると思ひますけれども、私は、予算というのは、やはりどういふふうに使ふかということがとても大事だと思つております。

特に森林整備につきましては、地球温暖化防止の意味もありますし、先ほどから言われていますように、木材をどう活用していくかという問題も非常に大きなところだと思っておりますが、それに、国がきちっとそういう支援策を講じていかなければ、やはり進んでいかない。特に民有林につきましては、何をやるにも、やれば逆にお金がかかってしまう、生活が成り立たないということになるわけですから、やはり国の積極的な関与というのが非常に大事になるというふうに思っています。

特に、毎年森林整備の面積をどう確保していくのかということか、あるいは不在所有者が毎年ふえてきているわけですね。そのことも、不在所有者がたくさんだからといっておけばいいというわけにはいかないので、そういう不在所有者があるために森林の整備がそれだけおくれしてしまうとしたら、では、そういう小規模の森林所有者とか不在所有者に対してどういう支援をしていくことが必要かということもこれからは非常に大きな課題になると思うんですね。

私は、やはり市町村にも積極的な森林整備計画に参加してもらおうということも非常にこれから大事になると思いますし、経済的に成り立たない森林は公的な森林整備もちゃんとしていかなきゃいけないと思いますし、そのためには予算をかなりきちっと盛っていくことが大事だということに思っています。

私、十三年度の決算をちよつと調べてみたんですが、先ほどから借金の話もありましたけれども、国有林の特別会計では、不用額が百二十三億出ていますね。一般会計では確かに不用額は出ていませんが、一たん特別会計に行ってしまうとこれだけの不用額が出るということになります。て、こういうことも含めると、やはりもう少し計画的に、そしてせつかく予算が獲得されたわけですから、それを計画的にきちっと使っていくことが私は大事だというふうに思っています。

そういう意味で、やはり積極的に、私が今お話ししたような中身について、計画的に、しかも具

体的にこれから森林の整備、もちろん不在所有者も含めて、特に民有林については積極的な支援もしていかなきゃいけないと思っておりますが、その辺ではどういうふうにお考えでしょうか。

○加藤政府参考人 先ほど申し上げましたように、我々としては、森林の多面的機能を持続的に発揮させていきたい、三区分別に定めてきちっとした施策をしていきたいというふうに考えているところでございますし、また、地球温暖化の防止ということから見ましても、三・九%を確保していくためには、きちっとした森林施策を進めていくということが重要になっているわけでございます。

そういう点で、地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策というものを、森林・林業基本計画と別に策定をして、そういった推進を図っていただきたいということを打ち出したところでございまして、この十カ年対策をつくるに当たりまして、今の状況だけいけばとても三・九%を達成できるような整備ができないということも我々として話を出させていたところでございます。

そういう点では、林業者が自主的に整備をすることがなかなか厳しいわけでございますので、やはり助成措置をとっていかねばいけないということもございまして、そういうことについての財源の確保についても、これは大きな課題として我々は積極的に取り組んでいかねばいけないことだというふうに思っております。

そういう点で、先ほど、どういふものをするのか、国民の方々に見えるようにしないといけないのではないかというお話もあつたわけですが、これは、例えば地球温暖化の防止のためにこういうことをやりたいんだということでも十カ年対策をつくったということもございまして、そういうものに国民の方々の御理解を得ながら、財源確保に努めていきたいと思っております。

○山口(む)委員 私は、森林整備を推進するためには、間伐材とか除伐材なんか、生産された木材

を積極的に使っていないと森林整備はできないというふうに思っています。私も昨年和歌山へ視察をさせていただきまして、かなり太い三十年産くらいの木材が間伐されたまま、その場所に放置されているわけですね。それを出してくるだけでもお金がたくさんかかってしまうというところで、そのまま放置されている状態を見て、私は非常に残念に思っています。

最近、私どものところでも、非常に木材の利用を考えてやっているところがふえてきました。バイオマスもそうですし、チップ材なんかは最近非常に使われてきておりまして、庭にかなり厚くチップ材をまきますと、ほとんど草が生えてこないということも、除草剤を使わなくても済む、そして草を取らなくても済む、しかもやわらかい感触で、非常に環境的にもいいし、もちろん地球温暖化吸収率にもつながるということで、大変いいとは思いますが、非常にこれはお金がかかるわけですね。

それによつてなかなか利用できないという部分があると思うんですが、そういう生産された木材を積極的に利用するための非公共事業にも少し予算をつけるべきではないかというふうに思っています。その辺のお考えはありますか。

○加藤政府参考人 間伐材の利用の促進を図っていくというのが間伐を進めていく上での大変重要な課題だというふうに思っております。そういう点で、関係省庁とも連携を図りながら、公共事業の中で間伐材をできるだけ使っていたらいいということもお願いをしてきたところでございます。

今、実は、農林水産省として、今までも取り組んできたわけですが、今までも、もう一回見直して、本当に農林水産省としてどこまでこういった木材を使えるのかというようなことを議論しようということで、アクションプログラムをつくることにいたしました。そう

いったものを農林水産省が行いまして、さらに関係省庁にも、農林水産省としてこういうことができるといふ中で、関係省庁がもう一度見直して考

えていただくところがないだろうかという議論をさせていただきたいというふうに思っています。

間伐材の利用、今チップ材の話も出ました。チップ材も最近では実はDIYなんかでも売られているような店も出てきて、そういったものをまいていただくということもされるようになってきたと思っておりますし、また歩道なんかでも、実はチップ材を固めまして歩道用にするというような技術開発もされてきている。それぞれの地域でいろいろな試みも出てくるので、ぜひ情報として取り上げながら普及させていくということも考えていかなきゃいけないと思っております。

いづれにしても、間伐材の需要拡大、我々として積極的に取り組む大きな課題だというふうに思っております。

○山口(む)委員 それで、要望ですけれども、こうした森林整備促進の意味も含めて、非公共事業にこうした木材製品を使うための予算をぜひ、少なくとも百億円くらいないといけないんじゃないかというふうに思っているんですね。やはり支援策と、それから積極的に使うための情報公開が非常に大事だと思っております。割合知らないですから、そういうことをきちっと知らせいく、と同時に、支援をきちっとしていかないと、なかなか使われないということがあると思うんですね。

先ほど中林議員も質問でおっしゃっていましたけれども、今、地方へ行きますと、空き家が非常に多いんですね。この空き家をうまく利用して、例えば介護の施設にするとか保育施設にするとか、そういう試みがあちこちで起こっています。私の方でも起こっているんですが、そういうときにこそ、この国産材をもっと使って、そしてリフォームをしていくことが非常に大事だということに思っています。

ですけれども、実際には、お金が高いという理由でなかなか使えないということもありますから、そういう意味では、ぜひ、もっともつと国産

材を使えるような、物をつくるという発想だけじゃなくて、やはり物をリフォームして再利用していくということにもっと重点を置くべきじゃないかと思うんです。そういうことをぜひお願いしたいというふうに思っていますが、そういうお気持ちがおありでしょうか。

○加藤政府参考人 今、空き家の利用の話が出されましたけれども、実は今、緑の雇用担い手育成対策というものを十四年度補正で実施することにしたしております。その緑の雇用担い手育成対策では、できるだけ都会の方々が農山村に来るといふような形で新たな林業労働力をつくっていくということをしていこうと考えているわけですので、そのときに問題になりますのが実は住宅の問題でございます。今お話がございましたように、空き家なんかをリフォームして有効活用していくということはそういう点でも実はあるのではないかと、そういうふうに思っております。

○山口(わ)委員 大事な問題だけに、ぜひ支援策をしていただきたい。やはり予算的な支援をしないと、なかなか使ってもらえないということがありますから、それは国として積極的に、事業者あるいは地方自治体に支援をしていただきたいというふうに思っています。

今、たまたま緑の雇用担い手対策事業が生まれ

て、森林の整備を図るためには、やはり担い手、労働力の確保が大事だと思っております。和歌山県知事がこの緑の担い手構想を始めて国に働きかけたことが結果的には実現したのではないかと、いふふうに思っています。十四年度の予算規模は大体九十五億円ぐらいになっているようですけれども、大體、十四年度で二千四百人、一地域三十人程度ということになっていますが、やはりこれももっとふやしていく必要があるのではないかと、いふふうに思っています。全国的に見れば、長野県でもそれに似たことをやっていますが、これは本場にきちっと一年間とか二年間定住させて、そして技術を磨くというところまではいっていないわけですので、それをやはりきちっとしないといけない、なかなか山に定住してもらえない。

昔は農家の皆さんが農家の片手間に山林に入つて整備をしたんですが、農業自体が今とても生活が成り立たなくなっているわけですから、山に入つて整備をするということは、本場に今はできなくなつてしまつた。

そんな中で、都会の皆さんで山間地へ入つて仕事をしたいという方も大分いるわけですので、そういう意味では、やはりこの緑の雇用担い手対策事業をもう少し予算をふやしていく必要があるといふふうに思っています。やはり山に入るためには、その安全対策も必要なんです。私もこのモノレールに乗ったことがあるんですが、非常に怖いといひます。あれがあるから作業が進むといふことがあつたと思うんですけれども、やはり安全でしかも安心できる、そういう雇用労働条件があつて初めてこういう対策が進んでいくといふふうに思っています。

私は、この人数を、今二千四百人ですが、これをもっとふやしていく必要があるといふふうに思っています。できれば一万人ぐらいは目標にしていただろうかと思うんですが、その点の計画あるいはお考えが、おありでしょうか。

○加藤政府参考人 緑の雇用担い手育成対策は、厚生労働省の方で緊急雇用対策をやつていただき

まして、その中で森林作業につけるといふことも重点的に取り上げていただいたところでございまして、そういう方々の中で、実は林業についてみたい、森林作業についてみたいという希望を持たれる方がいるわけがございます。そういう方々をさらに一年間現地の作業の中で研修をしていくということをやりたいというのが、この緑の雇用担い手育成対策でございます。

今お話がございましたように、林業作業はある意味では危険なところがあるわけでございます。また機械を使う、チェーンソーだとかそういうものも使うわけでございますので、そういうことについてもしっかりと習熟をしていただかなければいけない、安全作業のことについてもきちつと手順として理解をしていただかなければいけないといふようなところもあるわけでございます。そういうことも含めながら研修をするといふことで、一年間やっておおむね一人前の作業ができるようになっていただきたいといふふうに思っているところでございます。

人数といたしましては、今回は二千四百人を考えているところでございますけれども、先ほど申し上げました地球温暖化防止森林吸収源十カ年対策をきちつとやっていくことにつきましては、担い手確保が大変重要な課題でございます。そういう点でいきますと、この事業の実行結果を見ながら、さらに今後どうするかといふことを我々として考えていかなければいけないといふふうに思っているところでございます。

○山口(わ)委員 今回の林業改善資金助成法の一部改正ですが、非常に今、林業や木材産業が低迷しているわけですね。先ほどからずっとそのお話があつたように、今回の改正で貸付先の拡充を図るということも意味があるんだろうかと思うんですけれども、やはりこの制度資金の貸付実績というのは非常に低迷しているわけですね。どんな貸付実績が下がつてきているわけですか。

昨年の参考人の御意見も伺いますと、とても借りても返せない。借りて五十年一生懸命育てて

も、間伐してもそれが出さずともできないような状態で、では五十年先にいいと思つて借りたものが五十年たつた今で返せる状況にあるかといへば、まずまず木材価格は低迷してきている中で返せないわけですね。そんな中で借りるわけにはいかないんじゃないか、借りてもしょうがないんじゃないかといふ意見が非常に多いわけですね。

○加藤政府参考人 お話がございましたように、この改善資金制度を要するといふことだけで林業の振興が成り立つていくといふふうに思っているわけではございません。そういう点では、林業の振興のための政策といふものもさらに充実をしていかなきゃいけないといふふうに思っています。

そういう中で、森林・林業基本法が改正された段階で、例えば森林所有者の方々がもっと施策がやりやすくなるというようにするために森林整備地域活動支援交付金という制度も設けたところでございます。林業をどういふふうにより効率的にしていくなかといふようなことで、都道府県段階におきまして林業・木材産業の構造改革プログラムといふものもつくつていただいて、それに従つて我々としてできるだけの助成をしていくという方向を打ち出したところでございまして、そういう国、都道府県、市町村が一体となりながら林業の振興に取り組んでいく、取り組んでいただくといふようなことでやっていきたいといふふうに思っております。

○山口(わ)委員 木材利用の推進ということですが、先ほど学校建設の問題もありましたけれども、なかなか遅々として進んでいないということ

が実際にはあるというふうに思うんです。

特に、設計基準に地域材を利用するような、工事契約に地域材使用の特約事項を導入しているようなところもありますから、そういうところもきちっと入れていかなきゃいけないという問題もありますし、例えば、一般住宅の建設が今はちょっと景気が悪いですから低迷しているわけですが、地域材を利用することに対しての助成があれば、かなり使っくんじやないかというふうに思っているんです。

例えば、固定資産税の減免措置をするとか、あるいは金融対策に力を入れる。返済期間も、木材を使った場合にはもうちょっと返済期間を延ばすとか、あるいは住宅ローンの一部の負担をするとか、利用木材の一部を無料提供するとか、これは秋田県でやっているそうなんですけれども、それから、民間木造施設建設への利子助成制度を行うとか、いろいろな方法が各県でも実際には行われているというふうに思うんです。

それともう一つは、何といつても、集合住宅の中にシックハウス対策なんかが重要になってくるというふうに思いますし、やはりいやしとか安らぎとかそういうものが木材には非常に強いわけですから、そういう木材利用を進めるための施策をもう少し具体的に、そして、国もやる、県も一緒にやってやる、地域でももっとやる、あるいは民間の事業者にもそういうことを進めていく、そういうふうな全体的な取り組みが非常に大事だと思っているんです。そういうことにつきましてこれから具体的にきちつと政策を打ち出していつてほしいというふうに思うんですが、その辺のお考えがございしますでしょうか。

○加藤政府参考人 地域材を利用してもらうというこのために今いろいろお話をいただいたところでございまして、我々もこれまでも、関係省庁とも協議をさせていただきながら、そういった問題にどういうふうに取り組んでいくかということについて考えてきたところでございまして、またさらに、今言われましたようなことも踏まえながら関係

係省庁とも議論をしていくということが必要かなというふうに思います。

同時に、地域材の利用ということで、総務省の方で御理解をいただきまして、地財措置で今、地域材でつくった住宅に対してローンを利子補給してあげるとか、あるいは、それだけではなくて一定額をその段階で助成するというようなこともされてきているところでございまして、お話の中にございしましたように、やり方として、金額的に助成するというだけではなくて、柱材を全部無料で提供するというようなやり方だとか、いろいろな工夫を都道府県段階でしていたいているところでございします。

そういう取り組みが都道府県段階で進みかけておりますので、我々としては、実は、各県でどういう取り組みがされているかという情報を収集しながら、その中で一番効果がある取り組みをしてもらいたいということでお願いをしているところでございまして、そういう中でやり方について少しずつ見直しがされているようなこともあるわけでございます。

今申し上げましたように、関係省庁との連携ということも必要でございしますし、そういったことも使っていたら都道府県段階でやっていただくということも進めていかなければいけないというふうに思っているところでございします。

○山口(わ)委員 いずれにしても、輸入材はふえる一方、国産材は減る一方、こういうギャップを何とか改善していくことが大事で、国産材を使い、そして輸入を減らしていくという方向に、これからはぜひ国として対策をきちつと図っていただきたいというふうに思います。

どうもありがとうございます。

○小平委員長 これにて両案に対する質疑は終了いたしました。

○小平委員長 これより両案について討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、内閣提出、林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小平委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、稲葉大和君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。稲葉欣弥君。

○稲葉委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

林業経営の改善等に必要資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案(案)

我が国の森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるためには、林業の持続的かつ健全な発展と林産物を安定的に供給・利用する木材産業の健全な発展が重要な課題である。

よって政府は、本法の施行に当たり、林業・木材産業の経営改善を図るため、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 各種制度資金の見直しに当たっては、融資実務面においても地域や林業・木材産業の実情等に応じ、より使いやすいものとなるよう

最大限の工夫を行うとともに、融資枠については、資金需要の動向等を踏まえ、適切な水準とすること。また、農林漁業信用基金の保証対象の拡大にがんがみ、その適切な運用に努めること。

二 林業及び木材産業の一体的な構造改革を推進するため、両産業の経営基盤の強化と連携に向けた関連施策の充実に努めること。また、関連事業者による国産材の積極的な利用を確保するため、制度資金の融資対象の拡充について検討する等施策の充実に努めること。

三 公共事業における間伐材等の利用、公共施設の木造化等を率先して行うとともに、木質バイオマスのエネルギー利用等木材の新規需要の開拓を一層推進すること。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程等を通じて委員各位の御承知のところでございますので、説明は省略させていただきます。何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣亀井善之君。

○亀井国務大臣 ただいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいりたいと思っております。

○小平委員長 次に、内閣提出、森林法の一部を

改正する法律案について採決いたします。
 本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小平委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、稲葉大和君外六名から、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党の七派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を聴取いたします。中林よし子君。

○中林委員 私は、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、自由党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び保守新党を代表して、森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

森林法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

林業の採算性の悪化等により、適切な管理が行われていない森林が増加する中、森林の整備及び保全の一体的推進と複層林施業の促進を図ることは、地球温暖化防止対策の観点からも極めて重要な課題となっている。

よって政府は、本法の施行に当たり、森林の有する公益的機能が一層発揮されるよう、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 森林計画の見直しに当たっては、流域毎の森林の現況を的確に把握した上で、森林・林業関係者はもとより広く国民一般の意見を十分踏まえ、適切な内容となるよう努めること。

二 全国森林計画に新たに位置付けられる森林の保全の目標その他森林の保全に関する基本的な事項については、治山事業をはじめとす

る森林の保全に係る施策の指標としての役割が発揮されるよう適切に定めること。

また、森林整備保全事業計画の策定に当たっては、関係する公共事業計画との十分な調整を行い、その整合性を確保するとともに、成果目標については、分かりやすく明示すること。

三 複層林施業の着実な推進を図るため、高性能林業機械の導入・技術開発、環境に配慮した効率的な路網の整備等に努めること。併せて、森林整備を着実に実施するため、「緑の雇用」等雇用対策を通じて、担い手としてふさわしい基幹的な林業就業者の確保・育成に努めること。

四 国有林野事業については、森林の整備及び保全における民有林との連携を深めるとともに、財務状況の健全化に向けた取組みを一層強化すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程を通じて委員各位の御承知のところで思いますが、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○小平委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小平委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、ただいま議決いたしました附帯決議につきまして、政府から発言を求められておりますので、これを許します。農林水産大臣亀井善之君。

○亀井国務大臣 ただいま法案を可決いただき、ありがとうございます。

附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○小平委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〔報告書は附録に掲載〕

○小平委員長 次に、内閣提出、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案の両案を議題といたします。

これより順次趣旨の説明を聴取いたします。農林水産大臣亀井善之君。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

〔本号末尾に掲載〕

○亀井国務大臣 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

本法は、食品の安全性の向上と品質管理の徹底に対する要請を踏まえ、国際的にも推奨されている管理手法である危害分析重要管理点方式、すなわち HACCP 手法の導入を促進することにより、食品の製造過程の管理の高度化を図るため、平成十年に五年間の臨時措置として制定されたものであります。

本法のもとで、HACCP 手法の導入に必要な施設の整備について金融・税制上の支援措置を講ずること等により、食品の製造または加工を行う

事業者においても、この手法に基づく高度な製造過程の管理の考え方が着実に広まってきております。

しかしながら、近年の景気動向の中で、新たに HACCP 手法を導入するに際し、施設の改良等に伴う設備投資の面で課題が引き続き存在するとともに、最近における食中毒事故や食品への異物混入、さらには BSE の発生等を通じて、食品の安全性の確保や品質管理の徹底に対する社会的要請は一層の高まりを見せております。

このため、引き続き食品の製造過程の管理の高度化を促進する必要がある、本法について、事業者が作成する製造過程の管理の高度化に関する計画の記載事項に、運用体制の整備に関する事項を追加する等所要の見直しを行うとともに、その適用期限を五年間延長することとした次第であります。

続きまして、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

平成十三年九月、我が国で初めての牛海綿状脳症感染牛が確認され、国民の間には牛肉に対する不安が広がるとともに、我が国の畜産業、流通業を初めとする関連産業に大きな影響が生じたところであります。

BSE については、長い潜伏期間を有すること等、他の家畜伝染病と異なる特徴を有しており、その蔓延を防止するための措置を的確に実施するためには、牛一頭ごとにその飼養履歴に係る情報を一元的に管理し、BSE が発生した場合に過去の同居牛等を迅速に特定できる仕組みを新たに構築することが必要であります。

また、牛肉に対する信頼を回復し、安心できる食生活を確保するためには、消費者に対し、牛の個体情報を積極的に提供し、牛肉がどの牛から得られたかを確認できるようにすることが必要であるとともに、このような体制を構築することが、表示偽装の防止にも資するものであります。

このような状況を踏まえ、牛の個体の識別のための情報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、牛ごとに出生年月日、移動履歴等を記録するとともに、その情報を原則として公表することとしております。

第二に、牛の管理者等に対し、出生、譲渡等に係る届け出及び耳標の装着を義務づけることとしております。また、何人にも耳標の取り外し等を禁止することとしております。

第三に、牛肉の販売業者等に対し、牛肉の販売等をする際に、牛の個体識別番号の表示及び帳簿の備えつけを義務づけることとしております。

以上が、これら二法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○小平委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十二分散会

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第二号を次のように改める。

二 製造過程の管理の高度化の内容に関する基準

第八条第二項第二号を次のように改める。

第一類第八号 農林水産委員会議録第六号

二 製造過程の管理の高度化の内容及び実施時期

第九条第二項中「施設の整備」を「製造過程の管理の高度化」に改め、「認めるときは」の下に、「厚生労働省令・農林水産省令で定めるところにより」を加える。

第十八条第三項を第四項とし、第二項の次の一項を加える。

3 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、当該認可に係る認定業務規程を官報に公示しなければならない。

第二十二条第四号中「第十八条第三項」を「第十八条第四項」に改める。

附則第二条中「五年」を「十年」に改める。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第二条の改正規定並びに次条、附則第三条及び附則第五条の規定は、公布の日から施行する。

（基本方針に関する経過措置）

第二条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、公布の日から起算して一月を経過する日までに、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「法」という。）第三条第一項に規定する基本方針（以下「基本方針」という。）につき、この法律の施行に伴い必要となる変更をし、かつ、これを公表しなければならない。この場合において、当該基本方針の変更は、この法律の施行の日にその効力を生ずるものとする。

（高度化基準に関する経過措置）

第三条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、前条前段の規定による基本方針の変更をしたときは、遅滞なく、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に法第四条第一項の認定を受けている法人に対し、法第五条第一項に規定する認定高度化基準を、この法律の施行の日まで

に変更すべき旨を通知しなければならない。

2 前項の規定による通知は、法第五条第一項の規定による通知とみなす。

（認定業務規程の公示に関する経過措置）

第四条 厚生労働大臣及び農林水産大臣は、この法律の施行の際現に法第十八条第一項の認可を受けている同項に規定する認定業務規程を、この法律の施行の日に、官報に公示するものとする。

（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

理由

最近における食品の製造又は加工をめぐる諸情勢の変化にかんがみ、食品の製造過程の管理の高度化を引き続き促進するため、食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の廃止期限を五年間延長するとともに、指定認定機関の定める認定業務規程の公示等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案

牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 牛個体識別台帳（第三条―第七条）

第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理（第八条―第十三条）

第四章 特定牛肉の表示等（第十四条―第十八条）

第五章 雑則（第十九条―第二十二條）

第六章 罰則（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、牛の個体の識別のための情

報の適正な管理及び伝達に関する特別の措置を講ずることにより、牛海綿状脳症のまん延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る当該個体の識別のための情報の提供を促進し、もって畜産及びその関連産業の健全な発展並びに消費者の利益の増進を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「個体識別番号」とは、牛（農林水産省令で定めるものを除く。以下同じ。）の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号をいう。

2 この法律において「管理者」とは、牛の所有者その他の牛を管理する者（当該牛の運送の委託を受けた運送業者を除く。）をいう。

3 この法律において「特定牛肉」とは、食用に供される牛の肉（これを原料又は材料として製造し、加工し、又は調理したものその他の農林水産省令で定めるものを除く。）であつて、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られたものをいう。

4 この法律において「特定料理」とは、牛の肉を主たる材料とする料理であつて政令で定めるものをいう。

5 この法律において「販売業者」とは、牛肉の販売の事業を行う者をいい、「特定料理提供者」とは、特定料理の提供の事業を行う者であつて政令で定める要件に該当するものをいう。

第二章 牛個体識別台帳

（牛個体識別台帳の作成）

第三条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳を作成し、当該台帳に牛ごとに次に掲げる事項を記録するものとする。

一 個体識別番号

二 出生又は輸入の年月日

三 雌雄の別

四 輸入された牛以外の牛については、母牛（当該牛を出生した雌の牛をいう。以下同じ。）の個体識別番号

平成十五年四月十七日

五 輸入された牛については、輸入した者（以下「輸入者」という。）の氏名又は名称及び住所
六 管理者の氏名又は名称及び住所並びにその管理の開始の年月日
七 牛の飼養のための施設（以下「飼養施設」という。）の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日
八 とさつ、死亡又は輸出の年月日
九 その他農林水産省令で定める事項

2 農林水産大臣は、管理者又は飼養施設に変更があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、前項第六号又は第七号に掲げる事項の変更に係る記録を行うとともに、当該変更前の管理者又は飼養施設に係る同項第六号又は第七号に掲げる事項及びその管理又は飼養の終了の年月日を併せて記録するものとする。

3 牛個体識別台帳は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

（牛個体識別台帳の記録等）

第四条 牛個体識別台帳の記録又は記録の修正若しくは消去は、この法律の規定による届出に基づき、又は職権で行うものとする。

2 農林水産大臣は、牛個体識別台帳の記録を、牛のとさつ、死亡又は輸出の日から政令で定める期間保存するものとする。

（牛個体識別台帳の正確な記録を確保するための措置）

第五条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、第八条及び第十一号から第十三号までの規定による届出をすべき者に対する届出の催告その他牛個体識別台帳の正確な記録を確保するため必要な措置を講じるものとする。

2 牛個体識別台帳に記録されている牛の管理者は、当該牛に係る牛個体識別台帳に記録の漏れ又は誤りがあることを知つたときは、農林水産大臣に対し、その旨を申し出ることができる。

（牛個体識別台帳に関する情報の公表）

第六条 農林水産大臣は、牛個体識別台帳に記録された事項（管理者の氏名又は名称その他の農林水産省令で定めるものを除く。）をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

（農林水産省令への委任）

第七条 この章に規定するもののほか、牛個体識別台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三章 牛の出生等の届出及び耳標の管理
（出生及び輸入の届出）

第八条 牛が出生したときは、その管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、出生の年月日、雌雄の別、母牛の個体識別番号、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 牛を輸入したときは、その輸入者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、輸入の年月日、雌雄の別、輸入者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（耳標の装着）

第九条 農林水産大臣は、前条の規定による届出を受理したときは、当該届出に係る牛の個体識別番号を決定し、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、これを当該届出した牛の管理者又は輸入者に通知するものとする。

2 牛の管理者又は輸入者は、前項の規定による通知を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、牛の両耳にその個体識別番号を表示した耳標（農林水産省令で定める規格に適合するものに限る。以下同じ。）を着けなければならない。

3 牛の管理者は、耳標が滅失し、き損し、又はこれに表示された個体識別番号の識別が困難となつた場合には、農林水産省令で定めるところ

により、新たにその個体識別番号を表示した耳標を着けなければならない。

4 農林水産大臣は、牛のいずれかの耳に耳標がないとき又は耳標に表示されている個体識別番号の識別が困難であるときは、その牛の管理者に対し、当該牛の個体識別番号を表示した耳標を着けるべきことを命じ、又は自ら耳標を着けることができる。

（耳標の取り外し等の禁止）

第十条 何人も、前条第二項から第四項までの規定により牛の耳に着けられた耳標（以下この条において単に「耳標」という。）を取り外し、その他個体識別番号の識別を困難にする行為をしてはならない。

2 何人も、両耳に耳標が着けられていない牛の譲渡し若しくは引渡し（以下「譲渡し等」という。）又は譲受け若しくは引取り（以下「譲受け等」という。）をしてはならない。

3 牛が耳の疾患にかかっているときその他の農林水産省令で定めるやむを得ない事由に該当するときは、前二項の規定にかかわらず、耳標を取り外し、又は両耳に耳標の着けられていない牛の譲渡し等若しくは譲受け等を行うことができる。この場合には、当該牛の管理者は、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号を識別するための措置を講じなければならない。

（譲渡し等及び譲受け等の届出）

第十一条 牛の管理者又は輸入者は、牛の譲渡し等をしたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び当該譲渡し等の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定により牛の譲受け等をした者（第十三条第二項のと畜者及び同条第三項の輸出者を除く。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称及び住所、当該牛の個体識別番号、譲受け等の相手方の氏名

又は名称及び当該譲受け等の年月日、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

（変更の届出）

第十二条 前条に規定する場合のほか、牛個体識別台帳に記録されている事項に変更があつたときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

（死亡、とさつ及び輸出の届出）

第十三条 牛が死亡（とさつによる死亡を除く。）したときは、当該牛の管理者は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、死亡の年月日その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 牛をとさつした者（以下「と畜者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、とさつの年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

3 牛を輸出した者（以下「輸出者」という。）は、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該牛の個体識別番号、輸出の年月日、譲受け等の相手方の氏名又は名称その他農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に届け出なければならない。

第四章 特定牛肉の表示等

（と畜者による個体識別番号の表示等）

第十四条 と畜者は、牛をとさつした後、当該とさつした牛から得られた特定牛肉を他の者に引き渡すときは、当該特定牛肉に当該牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 と畜者は、前項の規定による個体識別番号の表示に代えて、個体識別番号以外の番号又は記号で牛の個体を識別することができるものを表示することができる。この場合には、と畜者は、特定牛肉の引渡しを受ける者に対し、当該番号

又は記号に対応する牛の個体識別番号を明らかにした書面を交付しなければならない。

3 と畜者は、前項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、特定牛肉の引渡しの手当の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて農林水産省令で定めるものにより提供することができる。この場合においては、当該と畜者は、当該書面を交付したものとみなす。

(販売業者による個体識別番号の表示等)

第十五条 販売業者は、特定牛肉の販売をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定牛肉若しくはその容器、包装若しくは送り状又はその店舗の見やすい場所に、当該特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前項の場合においては、販売業者は、一の特定牛肉について一の個体識別番号を表示しなければならない。ただし、次に掲げる要件のいずれにも該当する特定牛肉の販売をするときは、一の特定牛肉について二以上の個体識別番号を表示することができる。

一 いずれの牛から得られたものであるかを識別することが困難な特定牛肉であること。

二 農林水産省令で定める頭数以下の牛から得られた特定牛肉であること。

3 第一項の場合においては、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、個体識別番号の表示に代えて、荷口番号(個体識別番号以外の番号又は記号で個体識別番号に対応するものをいう。以下この条において同じ。)を表示することができる。

4 前項の場合には、販売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その氏名又は名称を併せて表示するとともに、当該特定牛肉の販売の相手方、消費者その他の者の求めに応じ、当該荷口番号に対応する個体識別番号を明らかにしなければならない。ただし、他の者が定めた荷

口番号を表示する場合において、農林水産省令で定めるところにより、当該他の者の氏名又は名称を表示したときは、この限りでない。

(特定料理提供業者による個体識別番号の表示等)

第十六条 特定料理提供業者は、特定料理(特定牛肉を主たる材料とするものに限る。以下同じ。)の提供をするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該特定料理又はその店舗の見やすい場所に、当該特定料理の主たる材料である特定牛肉に係る牛の個体識別番号を表示しなければならない。

2 前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「一の特定牛肉」とあるのは「一の特定料理」と、「特定牛肉の販売」とあるのは「特定牛肉を主たる材料とする特定料理の提供」と、同条第三項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、同条第四項中「販売業者」とあるのは「特定料理提供業者」と、「当該特定牛肉の販売の相手方、消費者」とあるのは「当該特定料理の提供の相手方」と読み替えるものとする。

(帳簿の備付け等)

第十七条 と畜者、販売業者及び特定料理提供業者は、農林水産省令で定めるところにより、帳簿(磁気ディスクをもって調製するものを含む。以下同じ。)を備え、特定牛肉の引渡し若しくは販売又は特定料理の提供に関し農林水産省令で定める事項を記載し、又は記録し、これを保存しなければならない。

(勧告及び命令)

第十八条 農林水産大臣は、と畜者が第十四条第一項又は第二項の規定を遵守していないと認めるときは、当該と畜者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

2 農林水産大臣は、販売業者が第十五条第一項、第二項又は第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該販売業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

3 農林水産大臣は、特定料理提供業者が第十六条第一項又は同条第二項において読み替えて準用する第十五条第二項若しくは第四項の規定を遵守していないと認めるときは、当該特定料理提供業者に対し、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

4 農林水産大臣は、前三項に規定する勧告を受けたと畜者、販売業者又は特定料理提供業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該と畜者、販売業者又は特定料理提供業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五章 雑則

(報告及び検査)

第十九条 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、牛の管理者、輸入者若しくは輸出者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該牛の管理者、輸入者若しくは輸出者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、と畜者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該と畜者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉の一部を無償で集取させることができる。

3 農林水産大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、販売業者若しくは特定料理提供業者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に当該販売業者若しくは特定料理提供業者の事務所、事業場、店舗その他の場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、若しくは検査に必要な限度において特定牛肉若しくは特定料理を集取させることができる。ただし、特定牛肉又は特定料理を集取させるときは、時価によってその対価を支払わなければならない。

4 前三項の規定により立入検査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 第一項から第三項までの規定による立入検査、質問及び集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

6 第一項から第三項までに規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を地方農政局長に委任することができる。

(独立行政法人家畜改良センターへの委任)

第二十条 農林水産大臣は、独立行政法人家畜改良センターに、第二章及び第三章に規定する事務のうち政令で定める事務の全部又は一部を行わせることができる。

(関係行政機関等の協力)

第二十一条 農林水産大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の開陳その他の協力を求めることができる。

(経過措置)

第二十二条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第六章 罰則

第二十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第八条又は第十一条から第十三条までの規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第九条第二項若しくは第三項又は第十条の規定に違反した者

三 第九条第四項又は第十八条第四項の命令に違反した者

四 第十七条の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載し、若しくは記録すべき事項を記載せず、若しくは記録せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をし、又は帳簿を保存しなかつた者

五 第十九条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、これらの規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第四章、第十九条第三項並びに第二十三条第三号(第十八条第四項に係る部分に限る。)、第四号及び第五号(第十九条第三項に係る部分に限る。))の規定は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存する牛(以下「既存牛」という。))については、施行日から起算して六月を経過する日(その日までに第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があつたときは、その通知があつた日)までの間は、第二章及び第三章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))は、適用しない。

2 既存牛の管理者は、施行日から起算して三月を経過する日までに、当該既存牛について雌雄の別、管理者の氏名又は名称及び住所、飼養施設の所在地その他農林水産省令で定める事項を

農林水産大臣に届け出なければならない。

3 第九条第一項の規定は、前項の届出について準用する。

4 既存牛に関する第三条第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号及び第五号に掲げる事項を除く。)」と、同項第二号中「出生又は輸入の年月日」とあるのは「附則第二条第二項の規定による届出の年月日」と、同項第六号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における管理者については、その旨)」と、同項第七号中「年月日」とあるのは「年月日(この法律の施行の際における飼養施設については、その旨)」とする。

第三条 既存牛が施行日から起算して六月を経過する日(その日までに前条第三項において準用する第九条第一項の規定による通知があつたときは、その通知があつた日)までの間に出生した牛に関する第三条第一項及び第八条第一項の規定の適用については、第三条第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項(第四号に掲げる事項を除く。)」と、第八条第一項中「雌雄の別、母牛の個体識別番号」とあるのは「雌雄の別」とする。

第四条 附則第一条ただし書に規定する日前にとさつた牛から得られた特定牛肉については、第四章の規定(これらの規定に係る罰則を含む。))は、適用しない。

(罰則)

第五条 附則第二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の刑を科する。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律

の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(独立行政法人家畜改良センター法の一部改正)

第八条 独立行政法人家畜改良センター法(平成十一年法律第百八十五号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項に次の一号を加える。

三 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成十五年法律第 号)第二十号の政令で定める事務

理由

我が国における牛海綿状脳症の発生にかんがみ、そのまん延を防止するための措置の実施の基礎とするともに、牛肉に係る牛の個体の識別のための情報の提供を促進するため、牛個体識別台帳の作成及び耳標の装着による牛の個体識別のための情報の管理、牛個体識別台帳に記録されている牛から得られた牛肉の販売業者等による牛の個体識別番号の表示等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。